

**小諸市の自治基本条例をつくる市民会議**

**(平成 20 年 7 月 ~ 平成 21 年 2 月)**

**自治基本条例策定に向けた区に関する区長アンケート**

**(平成 21 年 1 月 ~ 平成 21 年 2 月)**

## 資料目次

### 小諸市の自治基本条例をつくる市民会議(報告書・各回まとめ)

報告書(8回の市民会議内容の整理) .....	1
第1回 小諸市の自治について改めて考えよう .....	17
第2回 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？ ～市民・議会・市長・行政の役割とは～ .....	23
第3回 行政にはこうあってほしい(行政の責務) .....	32
第4回 市長・議会にはこうあってほしい (市長・議員・議会の責務) .....	40
第5回 私たち市民はなにをすべきか(市民の責務) .....	46
第6回 情報公開・情報共有・情報交換は 十分になされているだろうか？ .....	50
第7回 協働とは何か？どうやって進めたらよいだろうか？ .....	56
第8回 自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ) .....	62
小諸高等学校編 .....	66
小諸商業高等学校編 .....	70

### 自治基本条例策定に向けた区に関する区長アンケート

区に関する区長アンケート調査結果 .....	75
------------------------	----



# 小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

平成20年度に開催された8回の市民会議内容の整理





## 本報告書の目次

はじめに～本報告書の主旨～	3
1.市民会議の経過	4
2.市民会議の協議の概要	5
3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理	6
3-1.小諸市の“自治”について	
3-2.小諸市の“自治の担い手”について	
3-3.まちづくりの主体間の“参加”の課題	
3-4.まちづくりの主体間の“協働”の課題	
3-5.ここまでで紹介した意見以外の意見について	

## はじめに～本報告書の主旨～

本報告書は、平成20年度に行われた「小諸市の自治基本条例をつくる市民会議」において検討された意見を整理して掲載したものです。

自治基本条例は、政府の地方分権改革や山積する行政課題を背景として、地方自治体に自治力の向上が求められていることから、近年、全国の自治体において制定が進んでいるものです。自治基本条例の策定は、「自治体の憲法」とも言われ、地域経営の基本となる理念や市民参加・協働の原則などを定めることにより、地域の運営の仕組みを再確認するとともに、現状にあわせた新たなルールづくりを行うことに有効な手段と言えます。

小諸市では、平成20年度に有志の市民によって8回に渡る市民会議が行われ、小諸市の自治に関わる現状・課題・今後の解決方針などを話し合いました。本報告書は、ここで交換された意見を整理したものになります。

市民会議は、市民の多様な意見を交換する場として開催され、条例の制定は、平成20年度末に設置され、21年度にかけて開催されるワーキング・グループに委ねられるという策定プロセスになっています。

このため、本報告は、議論の結論を示すものではなく、議題ごとに市民から出された様々な意見を整理する形をとっています。これは、平成21年度以降に行われる“自治”に関する検討が、その場の出席者の意見からのみなされるのではなく、多様な市民の視点や意識を認識しながら進められることを意図するものです。

この報告書が活用され、小諸市にとって本当に必要な自治のルールづくりが進むことを、市民会議の参加者、事務局ともに願っております。



# 1. 市民会議の経過

回	テーマ	実施日
第1回	小諸市の自治について改めて考えよう	7/9(水)
第2回	市民の幸せのために誰が何をすべきか？ - 市民・議会・市長・行政の役割とは -	8/12(火)
第3回	行政にはこうあってほしい(行政の責務)	9/10(水)
第4回	市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務)	10/8(水)
第5回	私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)	11/12(水)
第6回	情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？	12/10(水)
第7回	協働とは何か？ どうやって進めたらよいだろうか？	1/14(水)
第8回	自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ)	2/10(火)

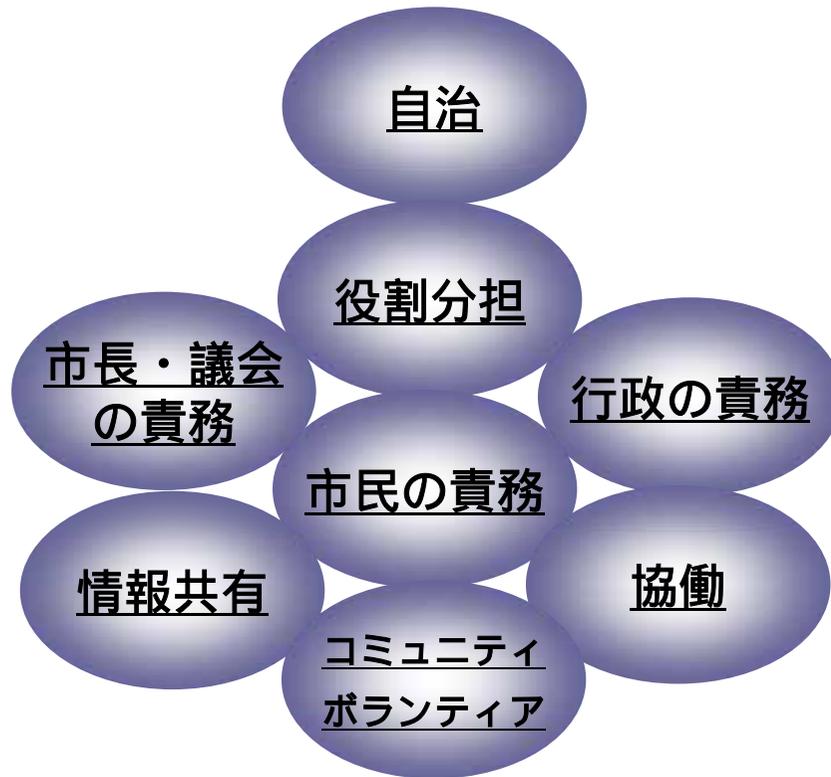
- 市民会議は、上記テーマを設定した上で、市民有志に呼びかけて開催されました。
- 各回の参加者は15人から30人程度で、市職員も参加して意見交換を行いました。
- 市民会議は、いずれも市コミュニティセンター3階会議室、午後6時30分から開催されました。



## 2. 市民会議の協議の概要

### 第1～8回までの協議テーマ

理念的・  
抽象的



制度的・  
個別具体的

### < 協議内容の要約 >

- 市民会議では、一般的に自治基本条例の範囲と言われているテーマについて網羅的に検討を行いました。
- 「自治」については、市民が自治について検討する必要性が高まっているものの、市民が議論するための土壌がまだできていないため、まずは様々な機会に学習することが必要という意見が多く出ました。
- 「役割分担」をどうしていくか、という議論のなかでは、特に行政と自治会（区）、自治会（区）と住民との役割や位置づけの再検討が必要という意見が出ました。
- 「市長・議会」の役割や現状については、一般の住民が知らないことが多いため、もっと情報提供・情報発信をすべきという意見が出ました。また、直接請求等の既存の権利を市民が認識し必要に応じて行使することや、住民投票の必要性についても検討することが重要という意見が出ました。
- 「情報共有」については、市民の無関心、行政の情報提供の工夫の不足等が課題として挙げられました。いつの間にか知らないところで物事が決まっている・・ということが無いよう、市民会議の持ち方やパブリックコメントなど情報提供の方法に工夫が必要という意見が出ました。
- 「協働」については、市民にとっては、行政の経費節減のための押し付けと受け止められがちなため、市民が主体的に働きかけていくことによって、より効率的な行政運営 - ひいては自分たちの利益になる - ができるということを伝えていく必要がある、等の意見が出ました。

## 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

### 3-1.小諸市の“自治”について

#### 定義

“自治”とは、自分たちのことを自分たちで処置すること（広辞苑）

#### 【参考】

住民自治：地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念。

団体自治：地方の運営はその地方に国とは別の、独立した自治権を持つ地方統治機構（地方公共団体）により行われるべきという概念。

#### 小諸市の現状と課題

【背景】社会の成熟化、少子高齢化、地方分権等の時代の流れの中で、自治を見直す必要性が高まっている。

【現状】市民の市政への関心が総じて低下傾向。選挙への無関心、行政任せが拡大している。  
自治会活動など地域に密着した活動も、継続している地域、弱体化している地域の差がはっきりしてきた。

【課題】現状では、市民が自治について改めて考える機会や必要性がないため、自治について検討する土台がなく、実のある議論にならない。

#### 今後の展開

- ・自治を機能させるため、必要性について学習したり、検討することで自治の土壌をつくる。
- ・行政は、自治に対する啓発と情報発信につとめ、市民は自ら学習会を開くなどして、自治基本条例をきっかけとして、“自治”についての理解を高めていく。

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-2. 小諸市の“自治の担い手”について

	市民	自治会(区)	ボランティア(団体)
定義・役割	<p><b>【市民の定義】</b>            狭義・住民登録している人            広義・住民登録がなくても、小諸市への滞在や接点がある人(通院,通学,通過・観光等)</p> <p><b>【市民の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分でできることは自分で、家族でできることは家族ですることが基本</li> <li>● 地域の一員としての自覚を持ち、市政やコミュニティ活動に協力、参加する</li> </ul>	<p><b>【自治会(区)の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般定義・一部地域において共同生活上の必要から、共通の利益の促進のために自発的に組織された住民による任意団体</li> <li>● 現在、公的な位置づけはない</li> </ul> <p><b>【自治会(区)の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成員の協働の利益の促進</li> <li>● 具体的には、衛生・防災・防犯・親睦など</li> </ul>	<p><b>【ボランティア・ボランティア団体の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 営利を目的とせず、不特定多数の利益になる公益に資する活動を自発的に行う個人(=ボランティア)、団体。</li> <li>● ボランティアを組織し、活動する団体には、サークル・クラブなどの任意団体、法人格を持った法人(財団・社団・NPO法人)がある。</li> </ul> <p><b>【ボランティア・ボランティア団体の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 使命にもとづく活動を行い、公益に資する</li> <li>● 分野は活動目的に対応して様々</li> </ul>
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本来、持っている様々な権利と責務への自覚がない。特に責務については自覚されない</li> <li>● 市政や地域の公共的な課題に対する当事者意識が低下</li> </ul>	<p><b>【未加入者問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の多様化による未加入、脱退者の増加。それによる求心力の低下</li> </ul> <p><b>【担い手不足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会役員への負担集中</li> </ul> <p><b>【行政の下請け化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政との連携・対等な協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動への参加の機運が高まっているが、活動場所、活動資金、PR力が足りない</li> <li>● ボランティアの活動がいつまでも行政による支援の状態から自立できない</li> <li>● 行政側の理解が不足しているため、ボランティアが有効活用されていない</li> </ul>
解決方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市との連携した学習機会づくり</li> <li>● 意識の高いリーダー、グループが牽引</li> <li>● 自治会やボランティアなどの地域活動への参加を促すことで、必要性を感じてもらおう</li> </ul>	<p><b>【未加入者問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政と連携した加入促進</li> </ul> <p><b>【担い手不足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 担い手がいない地区への行政の支援</li> <li>● 区の運営方法の標準化</li> </ul> <p><b>【行政の下請け化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対等な協働のためのルールづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアに対する理解の浸透</li> <li>● 行政がパートナーとして認め、自発性を育みながら、ボランティアやボランティア団体の活動を支援すること</li> </ul>
条例への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民とは何か？市民の役割とは何か？ということを若い人にも考えてもらえるように、表現や発信を工夫すること</li> <li>● 特に、区の活動への参加を強調したい</li> <li>● 様々な地域の問題が生じた際に、問題の解決に必要な“市民”が検討の場に参加できるようにしておくことが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会の位置づけや役割を条例の中に位置づけて欲しい</li> <li>● 未加入対策のために、“市民は自治会に入ることが基本”というような内容を入れたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア、ボランティア団体が、市にとって、どのような存在であるかを明確にすること</li> <li>● 行政が、どのような活動に対してどのような支援を行うべきかを示すこと</li> </ul>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-2. 小諸市の“自治の担い手”について

	議員(議会)	首長	行政
定義・役割	<p><b>【議員の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●議員は、小諸市民の公式な代表として、市政運営に携わる市民</li> </ul> <p><b>【議員の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意識を市政へ反映する</li> <li>●首長及び行政が行う施策・事業の効率性・効果のチェック</li> <li>●市政にとって必要なことを提案し、審議する</li> </ul>	<p><b>【首長の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●首長は、小諸市民の公式な代表者として、市政運営を総括する市民</li> </ul> <p><b>【首長の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の運営全般の指揮</li> <li>●公約の実現</li> <li>●予算編成、緊急措置等に強い権限</li> </ul>	<p><b>【行政の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民会議では、特別に定義をしなかったが、多くの場合、行政 = 小諸市役所という前提で検討</li> </ul> <p><b>【行政の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の幸せのために、必要な公共サービスを提供する</li> <li>●地域と連携した公共課題の解決</li> </ul>
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員、議会の役割(権能)が知られていない</li> <li>●議会のチェック機能が甘い、機能していないと感じる市民がいる</li> <li>●議席数が減っており、多様な視点からの検討が不十分になる恐れがある</li> <li>●議員報酬が専従するには不十分であり、新しい担い手が立候補しづらい(結果、市民層を代表できない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直近の首長選挙は対抗馬がなく、争点がない</li> <li>●マニフェストを活用した現市長の選挙は評価すべき</li> <li>●マニフェストの検証をする必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政による公共サービスが、市民のニーズに合致していない部分がある</li> <li>●公共サービスが効率的に行われていない部分がある</li> <li>●行政と地域とが効果的に連携できていない。役割分担が整理されていない(区、ボランティアなどとの役割分担が未整理)。</li> </ul>
解決方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅広い市民の意見を聞くなど、市民とのコミュニケーションを十分に図り、議会とのパイプ役になる</li> <li>●行政の予算編成や事業運営に無駄がないか厳しくチェックする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●選挙のときだけでなく、任期中もマニフェストを活用しての政策の実現度の検証をする必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民とのコミュニケーションを活発に行い、適切なサービス提供につとめる</li> <li>●地域の公共の担い手(区、ボランティア、NPO等)と対話しながら、役割分担を定めていく</li> </ul>
条例への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の自治意識を高めるうえで住民側の中心的な役割を果たすべき存在であることを強調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マニフェスト型選挙の制度化</li> <li>●マニフェストによる評価の制度化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の位置づけ、他の主体との関係について、啓発の意味も含め、改めて確認し整理する</li> </ul>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

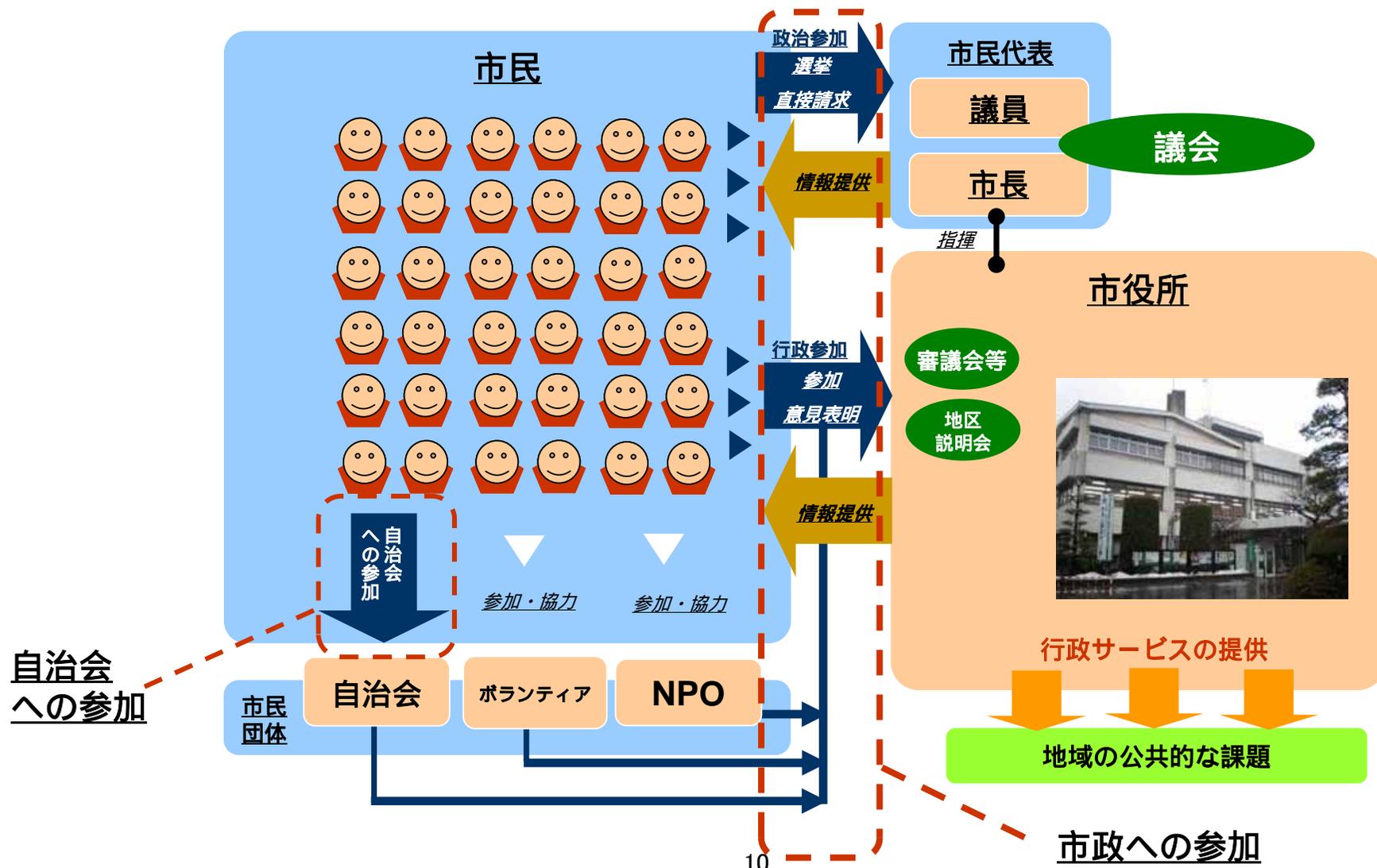
#### 3-2. 小諸市の“自治の担い手”について

	行政事業を行う企業	NPO法人
定義・役割	<p><b>【企業の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業は、基本的に、営利を目的とする会社法人を指すが、ここでは、指定管理者制度などで、行政事務のアウトソーシング先となる企業を指す</li> </ul> <p><b>【企業の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の事業の質を落とすことなく、効率的・効果的に代行すること</li> </ul>	<p><b>【NPO法人の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●NPOは、非営利組織(Non-Profit-Organization)の略称。NPO法人は、特定非営利活動法人の略称であり、活動範囲によって、都道府県及び内閣府が法人認証を行っている。</li> </ul> <p><b>【NPO法人の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政を補完する公共サービスの提供。</li> <li>●不安定なことの多い、ボランティアや民間非営利活動の安定的な活動基盤となること</li> </ul>
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理者制度など、行政事務を代行する仕組み自体が知られていない</li> <li>●地元に担い手企業が少なく、選択肢が限られてしまう</li> <li>●営利目的の企業に十分な事務やサービスができるか不安がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小諸市では、まだ法人数が少なく、存在感が薄い</li> <li>●NPO法人の意義が、行政にも一般にもあまり理解されていない</li> </ul>
解決方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理事業に対して行政や市民が正当に評価していくこと。そうした仕組みをつくること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NPO法人の意義、役割、メリット等の理解促進。</li> <li>●法人格を取得することでより発展できるボランティア団体等への法人格取得支援。</li> </ul>
条例への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来に備えて、こうした企業の存在を位置づけること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来に備えて、NPO法人の意義、役割等を位置づけること</li> </ul>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

## まちづくりの主体の関係を把握するための参考資料(“参加”の観点から整理)

- 市民のまちづくりへの関わり方を、「参加」と「協働」に分けて整理したのがP.9～12までです。ここで言う「参加」とは、住民や市民共通の課題を解決するための“意思決定への参加”を指します。参加の対象としては、市政と自治会が挙げられました。



### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-3. まちづくりの主体間の”参加”の課題

主体	現状と課題	条例の検討のポイント
<p style="text-align: center;"><b>市民 自治会</b></p>	<p>市民側の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会は、その地域の住民の総意で動いているのか疑問</li> <li>・長によって運営に波がある。人選の仕方が不透明。運営に当たっては誰がやってもある程度できるようにマニュアル化が必要</li> <li>・自治会の活動にかかる経費や活動計画について、住民に対する説明が足りない</li> <li>・加入・未加入に関わらず、その地域の意見をしっかり把握しなければ地域の声の代表者とは言えない</li> </ul> <p>自治会側の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会は生活上必要な団体なので、全戸加入を原則するよう行政からも働きかけて欲しい</li> <li>・自治会に入ることの意義とメリット、入らない場合のデメリットをしっかりと説明して理解してもらおうような働きかけが必要</li> <li>・自治会の活動に協力しない住民の意見は聞く必要はない</li> <li>・自治会に加入しない世帯の住民の意見を把握することは現実には難しい</li> </ul>	<p>自治会(区)の位置づけ</p> <p>現在、区長については、市の規程(「小諸市区長に関する規程」)において、「区内に属する市行政に関し、市長に意見を述べる」役割や「区内に関する諸般の調査をなすこと」役割が明記されている。</p> <p>しかし、自治会(区)については、市政上、明確な位置づけがなく、自治会がその地域の正式な意見集約機関とはなっていない。</p> <p>そうした正式な位置づけがないことから、自治会(区)は、自治を行う任意団体であるが、事実上、区長を通じて、当該地域を代表し行政との意見交換を行うことが多い状況にある。こうした状況に違和感を感じている住民は多い。</p> <p>自治基本条例の中で、自治会(区)をどのように定義するかによって、住民との関係、行政との関係も大きく変わってくるため、将来を見据えた検討が必要である。</p> <p>さらに、自治会の位置づけを明確にしたうえで、自治体と住民との関係を改めて整理する必要がある。</p> <p>自治会(区)の情報公開</p> <p>加入者の会費で運営している以上、自治会(区)の運営は透明でなければならない。会計や運営計画などの情報を発信する責任があることを認識できるような内容を盛り込むべき。</p>
主体	現状と課題	条例の検討のポイント
<p style="text-align: center;"><b>市民 行政</b></p>	<p>行政に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が市政に参加しやすいように、わかりやすく、タイムリーな情報提供が求められる</li> <li>・市民が市政に対する情報を得たり、意見を言える場があっても時間帯や場所が限られており、参加しづらいものが多い。様々な層の意見を聞けるように、工夫をすべき。</li> <li>・行政の開く会議は、いつも同じメンバーが参加者である</li> <li>・市政に対して市民が意見をぶつけ合うことが今後重要性を増してくるため、そういう場でどのように振舞えばよいか分かるような講座や、会議のなかでそれを伝えていくような企画が必要ではないか</li> </ul> <p>市民に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民側の無関心が、市政参加の大きな課題になっている</li> <li>・審議会のメンバー募集に当たって行政が公募をかけても、応募する市民が少ない。</li> <li>・様々な市民が集まる会議で、どのように発言したらよいか、ふるまったらよいか分からない</li> <li>・自論ばかりを展開し、人の話を聞かない市民の参加者がいるため、皆が建設的に参加できるルール作りが必要</li> <li>・市民が有している権利ばかりが主張され、義務が果たされていない</li> <li>・市民が市政に対して行使できる権利についても、あまり知られておらず、市民による市政のコントロールが効いていない</li> </ul>	<p>情報共有</p> <p>市民が市政へ参加する前提として、市政に関する情報が市民に的確に伝わるように、市の情報発信がわかりやすく、伝わりやすくなるような情報発信指針を検討する必要がある。</p> <p>また、市民側にも関心が低いために、発信されている情報をキャッチできていないという問題があることから、市政に関する情報を把握する意識を高めるような内容を入れるべきか、検討する必要がある。</p> <p>会議の持ち方・参加姿勢</p> <p>現状では、市政について検討する会議に参加している市民は固定的である。実際の市民の意向を反映するためには、様々な層の市民の参加が必要であるため、現状を変えなければならない。</p> <p>このため、行政側には、会議の開催日時の工夫などで参加者が多様化するよう働きかけたり、市民が会議に参加した際に、建設的な議論になるようなルールづくり、訓練の場の設置などにつながるような条例にするための検討が必要である。</p> <p>市政における権利と義務の認識</p> <p>市民が市政に対して行使できる権利が、認知されていないか、実感されていない現状がある。例えば、情報公開請求を利用している市民はごく一部である。他にも、リコールや住民投票などの直接請求権の存在が知られておらず、条例制定を機に再認識する必要がある。</p>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-3. まちづくりの主体間の”参加”の課題

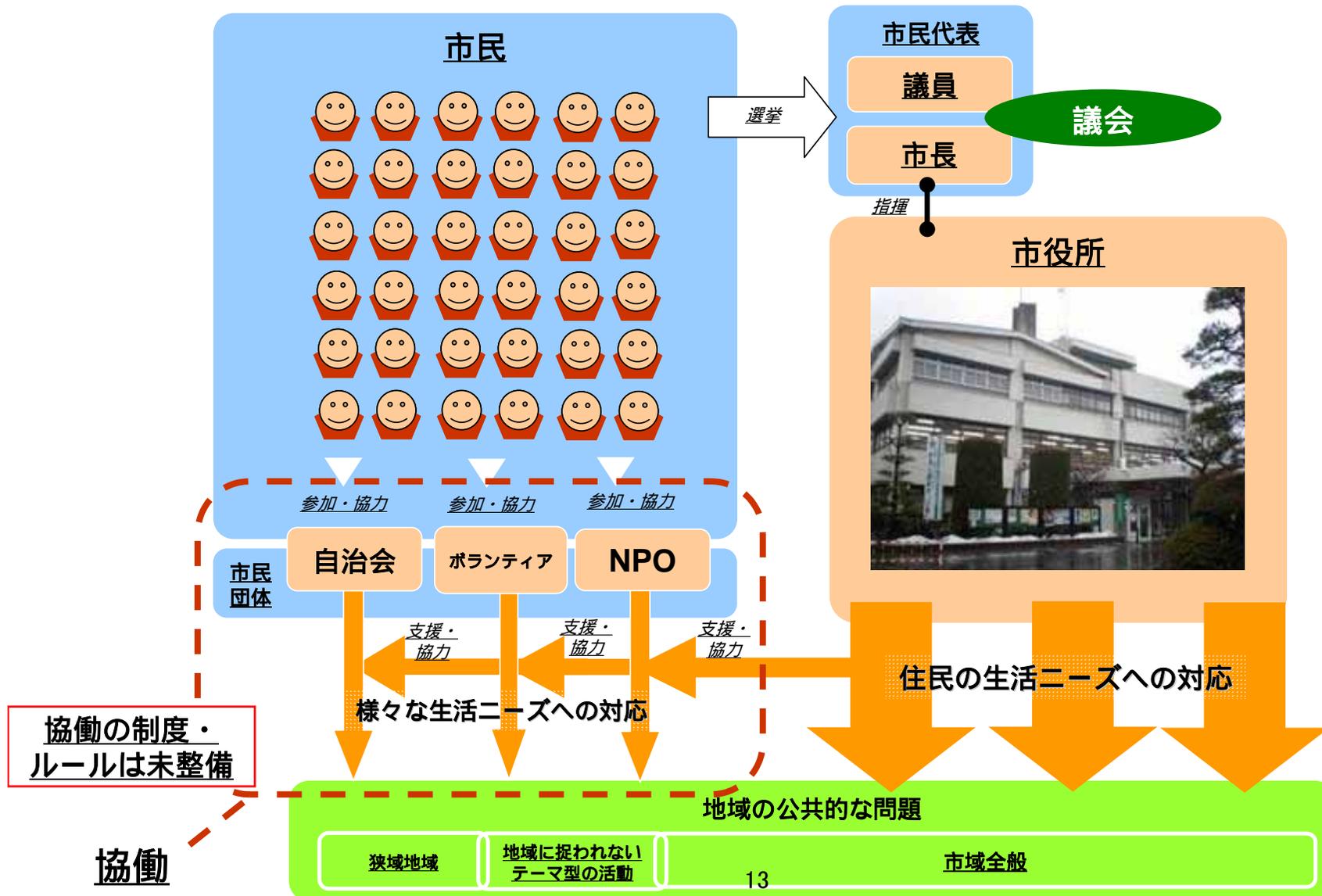
主体	現状と課題	条例の検討のポイント
<p style="text-align: center;"><b>行政</b>      <b>自治会</b></p>	<p>自治会側から行政への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が自治会(区)を下請けのように利用している現状を見ると、対等な関係とは思えないし、自治会の仕事量が増えて困っている。行政と自治会(区)との役割分担を再度明確にすべき</li> <li>・高齢化などで運営が厳しくなった区の活動は、行政が支援すべきである。</li> </ul>	<p>市民 自治会 の検討と重複して、ここでも自治会(区)の位置づけが問題になってくる。</p> <p>自治会(区)の運営に携わる市民の中にも、自治会(区)は、行政から独立した機関であり対等な関係であるべきという認識と、行政と持ちつ持たれつの関係であるべきという認識、行政の支える役割を担うという認識とが混在していることが、これまでの検討から見えてきている。</p>

主体	現状と課題	条例の検討のポイント
<p style="text-align: center;"><b>行政</b></p> <p style="text-align: center;"><b>ボランティア団体</b> <b>自治会(区)</b></p>	<p>市政への参加についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会(区)と行政との意思疎通はある程度できているが、ボランティア団体やNPO法人などと行政とのコミュニケーションが不十分である。</li> <li>・ボランティア団体側も、小諸市の公益を担う一員として、様々な場面で市政参加を心がける必要がある。</li> </ul>	<p>まちづくりの主体間の情報交換</p> <p>行政、自治会、ボランティア団体、NPO法人等は、まちづくりの主体として、それぞれの存在を認め合い、必要に応じて、連携するために、“情報交換を行うこと”が必要である。それぞれが持っている情報を共有することで、地域で物事を決めていくための土台がつけられていく。</p> <p>自治会(区)では、行政と相互の情報共有がある程度できているが、ボランティア団体やNPO法人では、まだ十分に進んでいないため、団体の意思を伝える手段について検討する必要がある。</p>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### まちづくりの主体の関係を把握するための参考資料(“協働”の観点から整理)

- ここで言う「協働」は、地域の公共的な問題の解決を、行政(市役所)、自治会、ボランティア、NPO法人などのまちづくりの主体が協力して行うことを指します。「協働」が充実することによって、行政だけでは対応できない様々な地域課題への対応が可能になります。



### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-4. まちづくりの主体間の”協働”の課題

主体	現状と課題	条例の検討のポイント
市民 自治会	<p>自治会側の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は、自分たちの生活を良くするために、自治会の活動に協力すべきである。その前提として、自治会に加入すべきだし、協力できない人は、出不足金を払うべきである</li> <li>・自治会の活動に協力しないのに、自治活動による利益だけを受け取る住民は許せない</li> </ul> <p>市民側の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の活動の意義は認めるが、役や仕事が多すぎて、本業に支障が出ることもある。過度な負担にならないよう、意味の薄れている仕事はなくしていくべき</li> <li>・余裕があれば参加したいが、仕事や家事などで協力する余裕がない</li> </ul>	<p>自治会(区)の位置づけ</p> <p>自治会(区)における、自治会と住民との協力関係のあり方は、それぞれの地域で決めることなので、こうあるべきと一概には言えないが、自治会(区)の位置づけ方によって、住民の協力の責任の重さが変わってくるため、ここでもまた、自治会(区)の位置づけが問題になる。</p> <p>自治会(区)間の情報交換</p> <p>また、自治会(区)の運営の仕方について、様々な区で情報交換を行ったり、方法論をマニュアル化して参考にすることも重要であることから、条例への反映方法を検討する必要がある。</p>
市民 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の有志がボランティア活動に参加している。</li> <li>・ボランティアの参加を得て、活動を展開しているボランティア団体には、どのような目的でどんな活動をし、どのような成果を上げているかを、協力者やこれから参加する可能性のある市民に示す必要がある。</li> </ul>	<p>情報提供(公開)</p> <p>ボランティア団体や公益法人は、地域社会から労働力や寄附などの活動資源の提供を受けているため、これをどのように活用したかを、協力者や地域社会に対して示していく必要がある。つまり、説明責任があるということを条例に入れるべきかを検討する必要がある。</p>
市民 行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、行政の事務の一部に協力することができる。</li> <li>・民生委員は、市民と行政とが協力しあって、よりきめ細かい住民サポートを実現している例である。</li> <li>・行政は、市民が行う公益的な活動を支援する必要があるが、現状では支援の基準が不明確である。</li> <li>・行政による市民活動の支援は、立ち上げ段階では必要だが、いつまでも支援がないと動かないようでは困る。いずれ自立するつもりで活動して欲しい。</li> </ul>	<p>行政と市民活動の協働の方針</p> <p>行政と市民との安定した協力関係が継続している分野は良いが、新しい市民活動に対する行政の支援については、何を基準として支援するのか、どこまで支援するのか、いつまで支援するのかが明確ではない。行政が市民活動を支援する際の根拠や限界の設定をする必要がある。</p>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-4. まちづくりの主体間の”協働”の課題

主体	現状と課題	条例の検討のポイント
<p style="text-align: center;"><b>行政</b>      <b>自治会</b></p>	<p style="text-align: center;">自治会側から行政への意見</p> <p>・行政の要請で自治会が協力する場合、自治会の要請で行政が協力する場合の両方のパターンが考えられるが、協働のルールがあるわけではないため、「行政から押し付けられている」という感覚を持っている協力者も多い。</p>	<p>行政と自治会(区)の関係、役割分担 参加の際の検討内容とも重複して、ここでも自治会(区)の位置づけが問題になってくる。 行政と自治会(区)との関係次第で、必ず協働すべき相手なのか、目的次第で協働すべきかが規定されてくるため、まずは、整理のための検討が必要である。 現状に対する不満の声が大きいため、それぞれの基本的な役割を見直して、基本的な協力関係のあり方を再検討する必要がある。</p>

主体	現状と課題	条例の検討のポイント
<p style="text-align: center;"><b>行政</b></p> <p style="text-align: center;"><b>ボランティア団体</b> <b>自治会(区)</b></p>	<p>・協働というと、行政との協働という発想に縛られがちであるが、自治会とボランティア団体など、様々な形の協働があっべきである。</p>	<p>協働の定義 協働の定義をするにあたり、協働の組み合わせを、行政を軸にするのか、それ以外の組み合わせも想定するのか、について検討が必要。協働は、同じ目的のために、異なる主体が協力することを指すので、本来、対象を限定すべきではないが、実際に公共分野では行政が圧倒的な比重を占めているため、他の主体との協働は効果的ではないという見方もある。 また、団体間の協力を協働とするのか、個人も含めた協力を協働とするのか、についても検討が必要である。 また、行政は、公益的な活動を行う団体に対して、どのような場合に、どのような支援を行う必要があるのか。逆に、公益的な活動を行う団体が行政に対して、どのような協力を行う必要があるのかを明確にすべきである。</p>

### 3.小諸市の自治基本条例をつくる市民会議の整理

#### 3-5.ここまでで紹介した意見以外の意見について

##### 既存の権利・条例等の再確認

- 直接請求権等の国民がすでに有している権利を再確認し、啓発が必要な権利は、条例によって強調していくべき
- 条例等、小諸市ですでに確立しているルールについても同様に、必要に応じて強調していくべき

##### 条例の定着・活用について

- 自治基本条例を実際に制定しただけでは不十分。回覧や広報で示してもあまり効果は期待できない。実際に、様々な場面で引用したり、ルールを行使することを積み重ねていくことで、定着させていくことが重要

##### 市民会議のあり方

- 市民会議には、多様な年代、生活様式の市民が参加できるように設定すべき

本報告書は、概要版です。市民会議の内容の詳細については、各回のまとめを参照してください。

## 第1回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

### テーマ：小諸市の自治について改めて考えよう

日時：平成20年7月9日（水） 場所：コミュニティーセンター3階会議室

#### **< 1班のWSのまとめ > 参加人数 10人**

4つの視点「自治が根付いていると感じるところ」、「新しい自治の芽生えを感じるところ」、「自治がうまく機能していないと感じるところ」、「自治が機能しない理由」それぞれについて、まんべんなく多くの意見が出された。

##### **「自治が根付いていると感じるところ」について**

地域内の各種活動（自治会活動や消防団活動など）が、住民のやる気と努力により継続的に続いていることなどが中心的に、意見としてあげられた。また、文化や伝統が受け継がれていること、住民間のコミュニケーションが十分行われていることなども、自治が根付いている根拠としてあげられた。

##### **「新しい自治の芽生えを感じるところ」について**

市民活動が活発になりつつあることや行政との協働が進んできたなどの声が数多く出され、市民の間で自助の動きがあり、まさに住民自治の芽生えを裏付ける意見もあった。また、地域をもりたてる動きとして、小諸市の良いところを見つけて、発信する・活用する活動があるなどの意見も出された。

##### **「自治がうまく機能していないと感じるところ」について**

大きく「行政の課題」と「地域における課題」があげられた。

「行政の課題」としては、市民に対する情報提供が不足しているや市民意識を政策に反映する機能が十分でないなどの意見が出された。「地域の課題」としては、市民にやる気がない、地域が閉鎖的である等の意見があげられた。

また、行政、地域双方の課題として、市役所と地域の連携不足、予算不足などの意見が出された。

##### **「自治が機能しない理由」について**

「市民意識の低下」が原因だとする意見が多く出された。

例えば、市民に自治を担う意識ややる気がない、市民（国民全体）のモラルが低下していること、地域に対する愛着がないことなどがあげられた。

行政の課題としては、市民の意見や考えを汲み上げる機能がないことや責任の所在が不明確などの意見が出された。

## < 2 班の WS のまとめ > 参加人数 9 人

小諸の自治について話し合ったが、「区・常会のあり方」についての話題が中心となった。

区・常会の問題は、「区と行政の問題」と「区と住民との問題」の2つに分けられる。「区と行政の問題」は、区が市役所の下請け機関のようになっている実態があり、自治区として矛盾しているというものであった。また、「区と住民との問題」は、未加入・脱退の対応に苦慮している区側の住民と、区や常会の慣習やルールに納得できない未加入・脱退住民との対立により、区の運営が難しくなっていることを指摘するものであった。

こうした問題の原因として、構造的な問題、区長の資質・選出方法、区運営の仕組みの未確立、市民意識の低下などが挙げられ、それぞれの解決策が出された。

様々な問題を抱えている区・常会活動であるが、小諸市民にもっとも定着している自治活動であるため、活動を改善しながら、住民自治活動の基盤としてさらに充実させていく必要があるという結論に至った。

そのためには、自治について住民自身が再認識することに加え、“住民それぞれが互いの考えを尊重する姿勢を持つこと”が必要との確認がされた。

区や常会の運営が難しくなっているが、この問題を考えることは、そのまま市政レベルの自治の問題を考えることにつながるとの指摘もあった。



参加者が意見を付箋に書き、模造紙へ貼っていくことで会議が進みます。

### < 3班のWSのまとめ > 参加人数 10人

小諸の自治について話し合ったが、「自治に対する市民の理解不足、意識の低さの問題」が主な話題となった。

自治について改めて考えるというテーマ設定に対して、現段階では、「自治」が何であるのか漠然として分からないため、小諸市にとっての自治とは何かを考える段階にはないという意見が多く上がった。市職員は、業務として自治の推進をするための準備を進めているが、自治について考える必然を持たない市民には、まだまだ市役所職員と同じ目線で議論をしてゆくことが難しいという意見も出された。

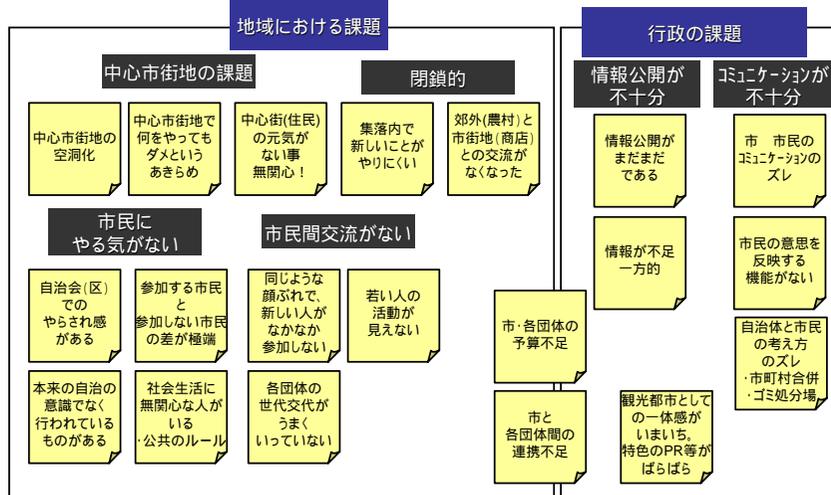
この会議に限らず、日常的な場面においても、市民の自治に対する理解が不足していることや自治に対する意識が低いことが指摘された。例えば、「市民と行政の協働を進めよう」と言っても具体的に何をしたらよいか分からない」、「自治と市民と行政の関係がわからない」などといった問題があげられた。また、その背景には、本市に対する帰属意識がないことや「行政まかせ」的意識が強いこと、選挙に対する無関心などの問題があるのではないかという意見が出された。

このような状況を打開するために自治基本条例について考えることは有効であるが、まずは、行政側から、情報発信を強化する必要があるとの意見が出された。それをきっかけに、市民側では勉強会などを開催することでより理解を深め、意識を醸成してゆくことで応えていく必要がある。ただし、市民会議などを行なう場合には市民が気楽に参加できるような雰囲気づくりや参加の呼びかけを行なうことも必要である。こうした活動の積み重ねが、市民にとっての自治に対する理解を促進させることや意識の醸成につながり、自治に関する深い議論が展開できるようになるだろうということが確認された。

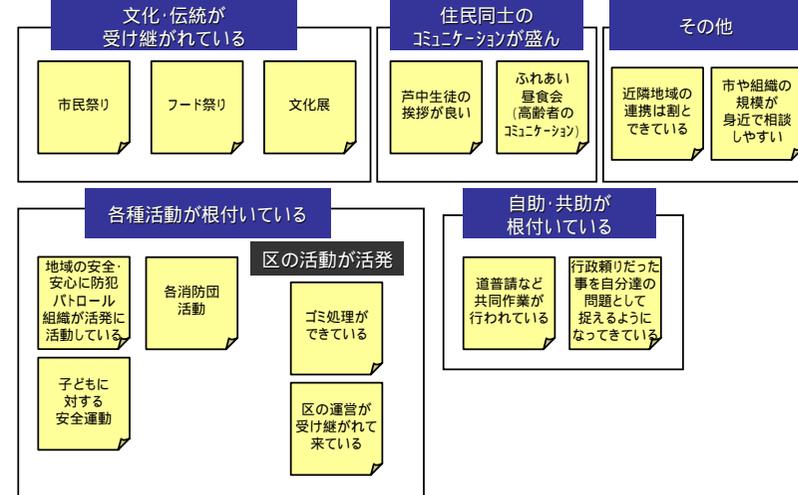


会議の最後には、各グループで出された意見を発表し合い小諸市の自治に関する認識を共有しました。

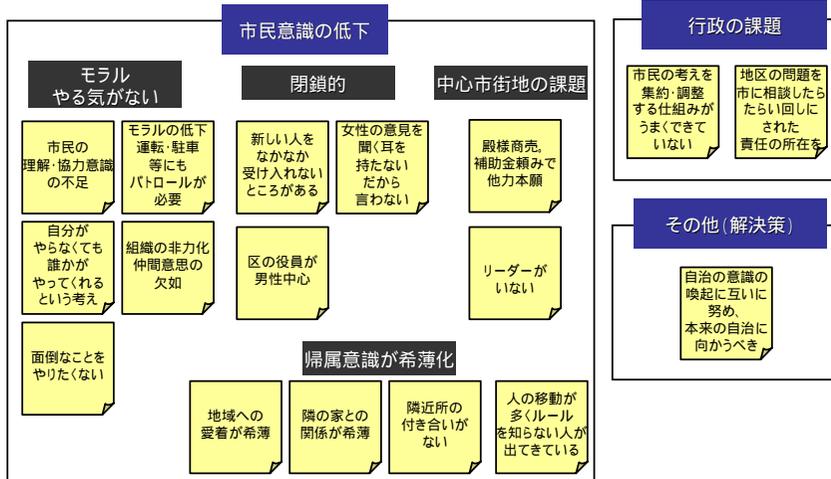
自治がうまく機能していないと感じるところ



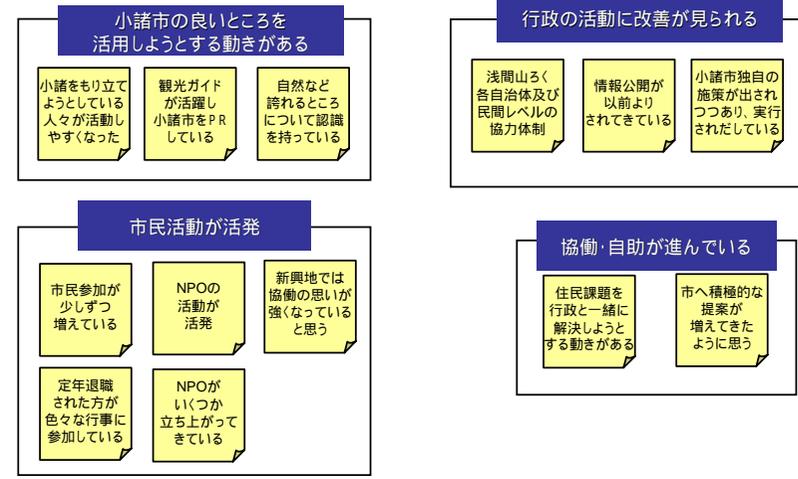
自治が根付いていると感じるところ

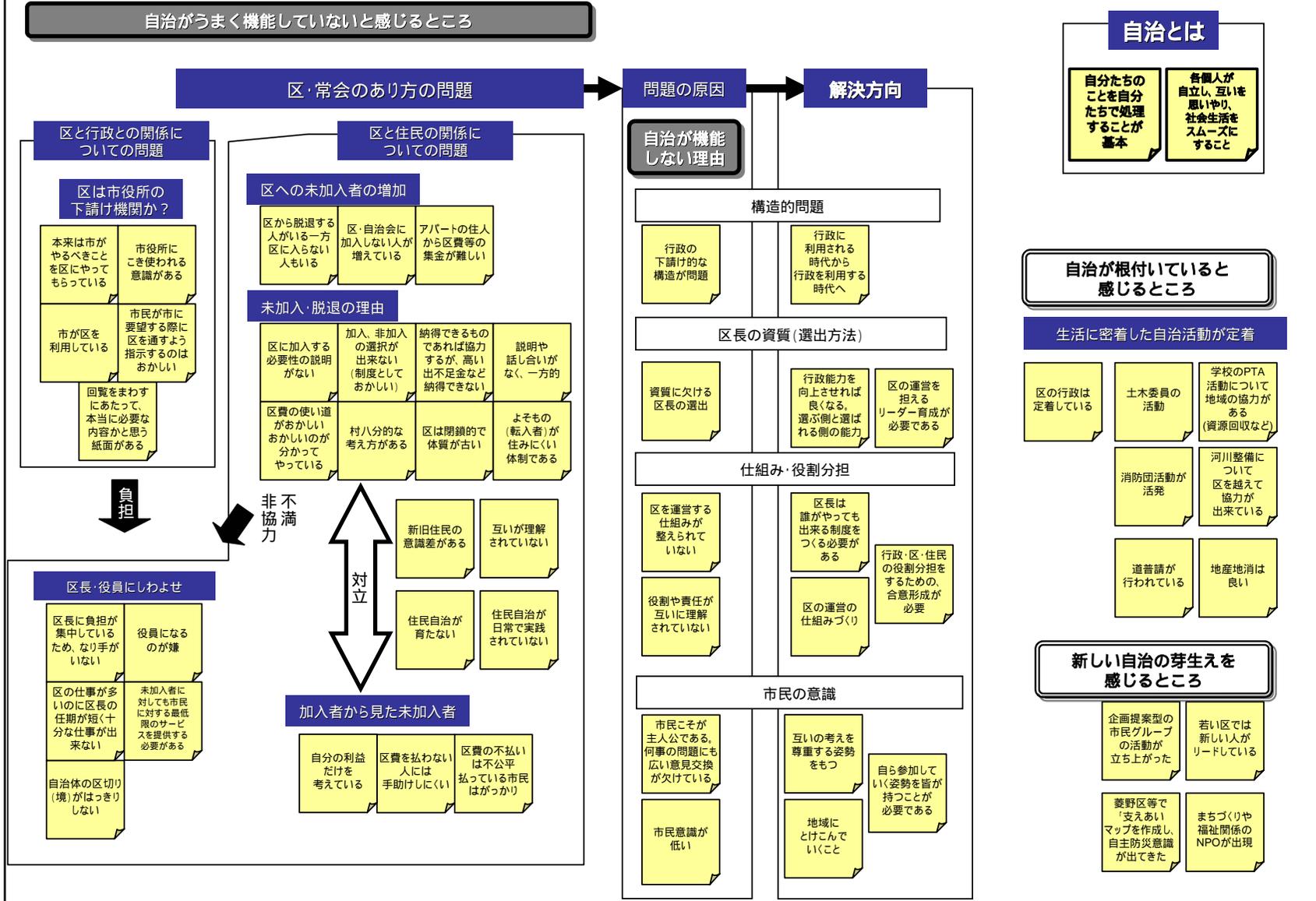


自治が機能しない理由



新しい自治の芽生えを感じる場所





**自治とは**

- 自分たちのことを自分たちで処理することが基本
- 各個人が自立し、互いを思いやり、社会生活をスムーズにすること

**自治が根付いていると感じるところ**

- 生活に密着した自治活動が定着**
- 区の行政は定着している
  - 土木委員の活動
  - 学校のPTA活動について地域の協力がある(資源回収など)
  - 消防団活動が活発
  - 河川整備について区を越えて協力が出来ている
  - 道普請が行われている
  - 地産地消は良い

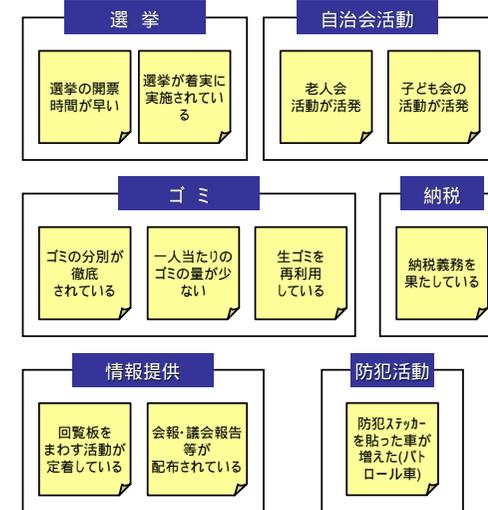
**新しい自治の芽生えを感じる**

- 企画提案型の市民グループの活動が立ち上がった
- 若い区では新しい人がリードしている
- 養野区等で「支えあいマップ」を作成し、自主防災意識が出てきた
- まちづくりや福祉関係のNPOが出現

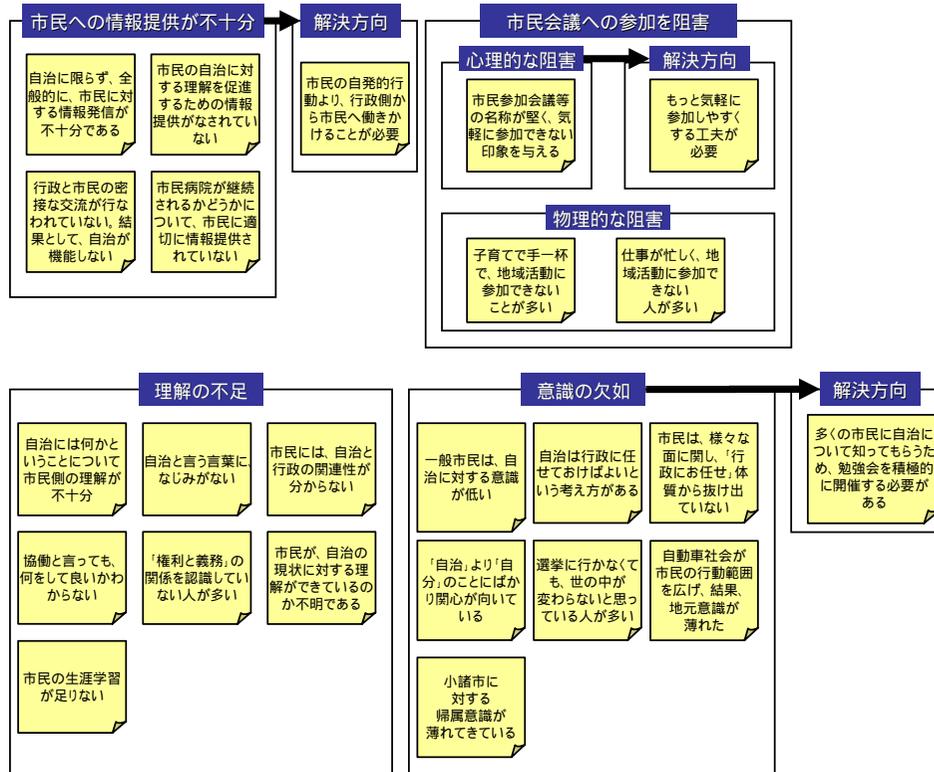
自治がうまく機能していないと感じるところ



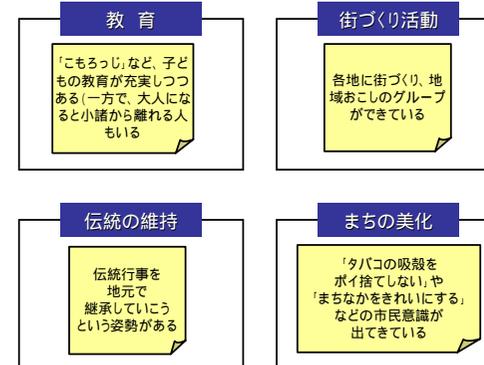
自治が根付いていると感じるところ



自治が機能しない理由



新しい自治の芽生えを感じる場所



## 第2回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

テーマ：小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？～市民・議会・市長・行政の役割とは～

日時：平成20年8月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

### <1班のWSのまとめ> 参加人数7名

視点1「行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。」で出された意見から、視点2「市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？」の考え方を抽出しながらWSを進めた。

**視点1：行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。**

#### ・募金活動

市民の善意で行われる運動によって集められるべき募金が行政の呼びかけで集められており違和感を感じる、という意見があった。

#### ・ごみ出し・雪かき等の日常生活の支援

日常生活を安全で快適なものにするために隣近所や区によって相互扶助的な活動が行われているが、こうした活動と行政が行う福祉サービスとの境目の判断が難しい。

例えば、ごみ収集所については区が管理しているが、区未加入者には使わせない区がある。このような場合、納税者である未加入者のごみ処理は市が行うべきなのか。また、ごみ出しや雪かきが独力でできない住民がいるが、近隣住民が手を貸さない・貸せない場合には、彼らへの援助は誰が責任を持って行うべきか判断がつかない、という意見があった。

#### ・枝切り

公共道路に突き出している個人の植木の枝葉の枝切りは、近隣同士で指摘すると角が立つので、行政が第三者的に介入して処理するべきである。しかし、隣の家敷地から自宅の庭に出ている植木の枝切りについては、行政にお願いするのはおかしい気がするが、直接指摘することにも抵抗があり判断がつかない、という意見があった。

#### ・道路の清掃・補修

生活道路の清掃や簡単にできる補修は市民や区が自ら行うべきであるという意見が出た。一方、市民や区の多少の努力で補修ができない、側溝の詰まりや舗装道路の損傷の修理などは、行政が行うべきであるという意見があった。また、道路の危険箇所をなるべく速やかに行政に伝えることも市民の大切な役割であるという指摘もあった。

## 視点2：市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？

### ・市民が担うべきもの

まず、市民を、大きく住民と企業に分けて考えるべきであるという意見が出た。そのうち、住民が担うべきこととしては、隣近所の問題、居住地区の安全・衛生管理、自治区の行事への参加、ボランティア活動、納税の5つが挙げられ、納税だけではなく、自分たちでできる身近な生活課題の解決が市民の責務であるという考えが示された。また、企業が担うべき役割として、環境保全・環境配慮、地域住民・地域社会との協調が挙げられた。

### ・行政が担うべきもの

一方、行政が担うべきものとして、個人を超えた利害調整、住民全体のために必要ではあるが危険（リスク）を伴う作業、条例・法令を市民に遵守させること、拠点整備などの市民活動支援、効率的な財政運営の5つが挙げられた。これらは、それぞれ個々の住民にはできないことであり、行政が行うことが妥当であるという意見が出た。

### ・市民と行政の役割分担について

#### < 役割分担があいまいな理由 >

整理をしていくと市民と行政との役割分担のなかで自明のものもあるが、行政と区との関係ではあいまいなものが多いという意見が挙がった。その理由は、区の位置づけが条例などで定義づけられず、明文化もされていないためという指摘があった。

#### < 今後必要となる役割分担の考え方 >

市民と行政の間で妥当な役割分担を行っていくためには、まず前提として、市民自身が行政の力を頼らずともできることは何かをしっかりと考えることが必要という意見が出た。また、行政側も市民の協力を求めたい部分や事業を行ううえで困っている実情を市民にしっかりと伝えることが求められるという意見が出た。

役割分担のあり方を明確にし、それを実践する際には、まず、これまでに作成されてきた既存の条例や法律をしっかりと見返すところから始める必要があること、一度役割分担を決めたらそれを徹底することが必要であるという意見が出た。

### ・今後の検討に向けて

今回のテーマに対する議論とは別に、今後の市民会議の進め方についても意見が出た。まず、参加者の顔ぶれが偏っているので若者や企業人などの参加を促し、市民の実態に近くなるようにすべきという意見が出た。また、本日の議論の内容が行政と区との関係の話題に偏りがちであったため、もっと広い視点から市の自治について検討する必要があるという指摘があった。

最後に、自治基本条例をつくる目的はルールをつくり守らせることなのか、市民自治意識を高めるきっかけとするのか、どこに主眼を置くのかという重要な議論がなされた。

## 第2回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

テーマ：小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？～市民・議会・市長・行政の役割とは～

日時：平成20年8月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

### < 2班のWSのまとめ > 参加人数8名

視点1「行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。」で出された意見から、視点2「市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？」の考え方を抽出しながらWSを進めた。

以下では、上記、のそれぞれについて、視点1と2を合わせた形でまとめを示す。

#### 市民が担うべきこと・担うべきであると判断する理由等

##### ・基本的な考え～できることは自分で～

市民自身が担うことで行政コストの低下につながることもあるため、できることは市民自身で行うということが、役割分担の基本的な考えである、という意見があがった。

##### ・普段の生活に根ざした活動

市民生活に直結することとして、ゴミの適切な処分をすべきとの意見があがった。この他、個人ではなく地域全体として行なうべきこととして、通学路の草刈、街路樹の管理、側溝の掃除、安全パトロールをすべきである、という意見があった。

このような意見があがった背景として、まず普段の生活に根ざした活動は市民自身が行なうべきであるという考えがある。この他、地域での相互扶助的活動、その活動を通して人を大切に思う気持ちを育む活動などは市民が行なうべきであるとの意見が出された。

##### ・市民が主役の活動

市民活動を促進するための周辺地域との交流や市民祭りは市民が担うべきである、という意見があがった。このような活動は、実際のところ、市民だけで全てを完結させることは難しいため、ある程度行政の支援も必要である。しかし、活動の性格上、本来市民が主体となるべきことであるため、市民が担うべきであるとの指摘があった。

#### 行政が担うべきこと・担うべきであると判断する理由等

##### ・市民だけで調整しきれない活動

区の内外では常に人の出入りがあるため、市民だけで区の境界の線引きの調整を行なうことは難しい。そのため、行政が市民に変わって区の線引きを行った方が良いのではないかという考えから、区の境界の線引きは行政が行なうべきであるとの意見があがった。

##### ・その他

上記の他、行政が担うべきこととして、公共交通など市民の足の確保、周辺自治体との連携、図書館の充実、ゴミ処理の全体的な管理、という意見があがった。

## 市民と行政の両方が担うべきこと・担うべきであると判断する理由等

### ・ゴミの不法投棄に対する監視

ゴミの不法投棄に対する監視は、市民と行政とが一緒になって行うべきである、という意見があがった。この理由として、行政のみならず市民も監視しているということを示すことが不法投棄の減少につながる、との意見があがった。

### ・市民意向の反映が強く求められる行政サービスの検討

コミュニティバス「すみれ」号の運行時刻の検討のような、行政サービスの中でも特に市民意向の反映が求められる事柄については、市民と行政とが一緒になって検討すべきである、という意見があがった。

### ・税金未納対策

未納対策を解決するには、未納理由やその人の生活状況をつかめないため、行政のみが行う納税状況の把握や徴収行動だけでは対策が不十分である。このため、未納者の生活状況を把握し、接触をはかることができる近隣住民や区の協力を得ることが有効であると考えられる。このため、未納問題に対しては市民、行政の両方で対処すべきである、という意見があがった。また、未納者には、納税できるがしていない人、生活が苦しく納税できない人というように、大きく2種類いるため、それぞれで異なる対応が求められる、という指摘もあった。



ファシリテーター（進行役）が、各グループの意見を発表しました。

## その他の意見 ～役割分担を考える前提～

市民、行政のそれぞれの役割分担を考える前提として、市民と行政の関係、位置づけを確認しあう必要がある。また、一度確認をしたらそれで終わりではなく、随時、見直しを行ない、その時々にあった役割分担を考える必要がある、という意見があがった。

## 第2回 自治基本条例をつくる市民会議のまとめ

テーマ：小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？～市民・議会・市長・行政の役割とは～

日時：平成20年8月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

### <3班のWSのまとめ> 参加人数6名+オブザーバー1名

視点1「行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。」で出された意見から、視点2「市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？」の考え方を抽出しながらWSを進めた。

**視点1：行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。**

#### ・住居の境界線上での枝きり

住居の境界線上での枝きりについての意見が出された。隣人の住宅から住居の境を越えて樹木の枝が入ってきたとき、行政に依頼があるケースが多い。これは本来市民同士で解決すべき問題だが、市民の関係が希薄になっている中では、個人で解決するのは難しい状況になっているという意見が挙げられた。それに対して、そういった個人間の問題は、区が仲介に入って解決すべきという意見があった。また、シルバー人材センターのような新たな担い手が仲介して、枝きり問題の解決を図っているという事例も紹介された。

#### ・道路清掃等

道路清掃等について、畑や田んぼ脇の道路法面（のりめん）の草刈り等は、法面の広さがまちまちであるため、一概に誰が担うべきかを決められないという意見が出された。それに対して、幹線道路に付随するものは行政がやるべきだが、生活道路は地元で担うべきという意見があった。また、個人所有の農地から流出した土は、行政でなく、土地所有者が行うべきであるという意見も見られた。

#### ・その他

その他としては、通学手段における補助の金額について、市民と行政がどの程度負担しあうべきかは判断がつかないといったことや、雪かきについては、自宅周辺の狭い道路は自ら行うべきといった意見が出された。

**視点2：市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？**

#### ・行政・区・市民の連携の必要性

市民と行政との役割分担をする大前提として、行政・区・市民の連携が必要である意見が出された。

#### ・互いに行うこと 情報公開、監視

連携のひとつとして、行政と住民が互いに役割を持たなければならないというが挙げられた。それは、行政は、しっかりと住民ニーズを把握した上で事業を行い、事業の遂行にあた

って情報公開をする。また、住民はその情報をもとに、事業がしっかりと行われているかどうかを監視する必要があるといった意見である。

#### ・行政が担うべきこと

行政が担うこととしては、大きく「公共機関でないとできないこと」「市民が個人では対応できないこと」に分かれる。前者は、市民が安心して暮らす前提となるようなことやプライバシーに関わることなど、後者は、範囲が広く市民が個人では対応できないことなどが挙げられた。

#### ・市民が担うべきこと

市民が担うべきこととしては、身近な問題で市民ができる範囲については、自ら行うという意見が出された。

#### ・役割分担のルールが必要

市民が行うことと行政が行うことは、身近であれば市民、そうでなければ行政という、範囲が曖昧なもののため、ルール作りが必要であるという意見が出された。また、ルールという明確なものではないが、身近なことは自己判断で行うべきという意見も見られた。

#### ・課題

役割分担のルールを定めるにあたって課題となっているものは、市民の価値観の多様化であるという意見が挙げられた。市民の価値観が異なるため、一律のルールを作りづらい状況がある。また、ルールづくりにあたって、行政が主体ではなく、市民が主体であるということをお忘れてはいけないという意見があった。



少し難しいテーマながらも  
活発な意見交換がされ  
多くの付箋が貼られました。

第2回 自治基本条例をつくる市民会議  
 平成20年 8月 12日 (火) テーマ: 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか?  
 コミュニティセンター3階会議室 - 市民・議会・市長・行政の役割とは -

1 班

**視点1: 行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。**

	市民(区)が担うべきこと	判断がつかないこと	行政が担うべきこと
募金活動	募金の呼びかけ なぜか、行政が呼びかけている現状		
ごみ出し書かき等の日常生活の支援		ごみ集積所の管理 区未加入者には、使わせない区もある	
		ごみ出し 独力で出せない人を誰が援助すべきか	
		書かき 独力でできない人を誰が援助すべきか	
枝切り		隣近所の敷地から自宅の庭に出ている灌木の枝葉の処理	公共道路に出ている灌木の枝葉の処理
道路の清掃・補修	生活道路の清掃 簡単にできる未舗装道路の補修 舗装が必要な危険箇所を行政に知らせること		側溝の詰まりへの対応 舗装道路の掘削・危険箇所の補修

**視点2: 市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか?**

市民が担うべきもの	<p style="text-align: center;">住民が担うこと</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">隣近所ことは住民が話し合って解決すべき</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">居住地区の安全・衛生管理</div> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">自治区の行事への参加</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">ボランティア参加</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">納税</div> </div>	企業が担うこと
	環境保全・環境配慮 (ISO14000取得)	地域住民・地域社会とのとの協働作業
行政が担うべきもの	<p style="text-align: center;">行政が担うべきもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">ボランティアが活動しやすい拠点・環境づくり</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">財政の管理 健全運営</div> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">市民活動環境整備 / 効率的な財政運営</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">個人の利害の調整を行う作業</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">作業に危険を伴う作業</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">条例・法令を市民に遵守させること</div> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">個人を超えた利害調整 / 危険を伴う作業 / 法令順守</p>	

**今後の必要となる役割分担の考え方**

<p style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">役割分担があいまいな理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">区の位置づけがはっきりしていない(法律・条例にない)</li> <li style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">行政と自治区の職務分担が明確でない</li> </ul>	<p style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">役割分担の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市民1人1人が行政でなくてもできることは何かを考えると始めるかどうか</li> <li style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">行政はこうすることで困っているという実情をしっかりと伝えることが大切</li> </ul>	<p style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">ルールを明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">まず、今のルール(条例・法律)をしっかりと把握すること</li> <li style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">役割分担のルールを決めて徹底する</li> </ul>
--	--	---

**今後の検討に向けて**

- 多様な参加が必要  
もっと多くの市民の参加が必要である
- 視点を広げよ  
区の活躍が多いが区の問題は小諸市の自治の一部、もっと全体像を広く議論すべき
- 行政が多くの公共サービスを担ってきたため、行政視点の議論になりがちだが、住民自治という視点が重要
- 条例の目的は  
自治基本条例の目的は、市民と行政の役割分担のルールをつくること
- ↕
- 自治基本条例の目的は、市民が自発的に地域活動をしたいくなる環境をつくること

第2回 自治基本条例をつくる市民会議  
 平成20年 8月 12日 (火)  
 コミュニティセンター3階会議室

テーマ: 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか?  
 ~ 市民・議会・市長・行政の役割とは ~

2班

**視点1: 行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。**

	<b>日常生活</b>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゴミの分別</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゴミを収集する場所の管理</div> </div>
<b>市民が担うべきこと</b>	<p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;"><b>相互扶助的活動</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通学路の草刈</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">安全パトロール (子供の見守り)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">街路樹の管理 (水やりなど)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路の側溝の管理(ゴミで一杯で水があふれたりすることがないように)</div> </div>
	<p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;"><b>市民活動</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民祭りの運営</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">周辺地域と連携した市民活動の展開</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">区の行事の活性化</div> </div>

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民の足の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">周辺自治体との広域連携</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">図書館の充実</div> </div>
<b>行政が担うべきこと</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">区の境界の線引き</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゴミ分別の指導、ゴミ処理業者とのやり取りなどのゴミ処理の全体的な管理</div>

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不法投棄の監視</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税金未納者の生活状況等の把握</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生活が苦しい高齢者等に対する生活支援</div> </div>
<b>市民と行政の両方が担うべきこと</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">すみれ号の時刻表作成(市民意見を反映させる)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税金未納者に対する納税の働きかけ</div> </div>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自宅周りの雪かきは市民が行うべきだが高齢者の場合はその判断が難しい</div>
<b>誰が担うべきか分からないこと</b>	

**視点2: 市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか?**

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民、行政間の役割分担に関する確認が必要</div>
<b>役割分担を考えるための前提</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民活動の進め方について、市民と行政の間で検討をすべき</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民、行政の役割分担については、随時見直しが必要</div>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本的に市民ができることは市民がやる(そうすると行政コストの低下にもつながる)</div>
<b>市民が担うべきこと</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道ぶしんのように普段から市民が関わっている活動は市民が行うべき</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人を大切する気持を育むような活動は市民が行うべき</div>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民だけでは調整が取れない問題は行政が対応すべき</div>
<b>行政が担うべきこと</b>	

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特に市民ニーズを反映させる必要の行政サービスについては、共に行うべき</div>
<b>市民と行政の両方が担うべきこと</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゴミを分別しないなどの身勝手な行動を抑制するためには、協働でゴミ捨ての管理に当たるべき</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生活困窮者に対しては、近くに住む市民の協力も得ながら進めるべき</div>

第2回 自治基本条例をつくる市民会議  
平成20年 8月 12日 (火) テーマ: 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか?  
コミュニティセンター3階会議室 - 市民・議会・市長・行政の役割とは -

3班

**視点1: 行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。**

	枝きり	道路清掃	その他
判断がつかない	家の境界付近の木の枝きり	道路の法面の草刈	通学手段における補助の金額
行政が担うべきこと		幹線道路(国道、県道)の清掃は行政がやるべき	
市民が担うべきこと		生活道路の清掃は、市民、地元で担うべき	
区が担うべきこと	家の境界付近の木の枝切りは、行政でなく区で処理すべき	農地から流出した土を行政が片付けているが、住民がすべき	自分の家の周りの狭い道路等の雪かきは行政に頼るべきではない
別の担い手が担うべきこと	家の境界付近の枝きりは、シルバー人材センターで仲介に入って処理している		

**視点2: 市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか?**

行政・区・市民の連携の必要性

市民と行政とできめ細かく話し合うべき

市民と区と行政の連携が必要

役割分担の上での前提

互いに行うこと 情報公開、監視

行政は、市長の公約が市民の意見を反映しているものなのかのチェック機能になるべき

行政がやるのが、市民のニーズにあっているのか、住民は監視をすべき

行政は、市民が行政運営をチェックできるように情報公開をすべき

連携のひとつの方法

市民が担うべきもの

地元地域でできることは市民がやるべき

市民の協力でききるものは市民がやるべき

行政が担うべきもの

公共機関でないとできない

個人情報等、プライバシーに関わるものなどは、行政が仲介すべき

平穏な生活を守るために、行政がリードしなければならないものは行政がやるべき

市民が通常の生活上不便なものを行政がやるべき

自治は市民が主役であり、行政は脇役であることを認識すべき

課題

市民、個人個人の価値観が異なり始めている

市民が個人では対応できない

市域内で広域的(区をまたぐ)に行うことは行政がやるべき

個人で対応できないものは行政が対応すべき

役割分担のために必要なもの

役割分担のルールが必要

明確なルールづくり

役割分担を成文化する

区の役割のひとつに住民の苦情を受け付け、手に負えないものは行政に頼むなどのルールづくりが必要

自己判断

身近なことは自己判断で処理する

課題

**第3回 自治基本条例をつくる市民会議**  
**テーマ：行政にはこうあってほしい（行政の責務）**  
**自治の課題を解消するために行政に望むこと**  
**～小諸市の行政の責務を確認するためのワークショップ～**

日時：平成20年9月10日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

**<1班のWSのまとめ> 参加人数9名**

これまでのワークショップの結果から見てきた「小諸市の自治の課題」と、課題を裏返した「小諸市の自治の理想像」に対する意見交換（テーマ1）を行った後、4つの課題を解消するために誰が（テーマ2）どのような役割を果たすべきであるか。また、そのなかで行政はどのような役割・責務を担うか（テーマ3）という流れで意見を出し合った。

**テーマ1：a.小諸市の自治の課題について**

**・“課題”全体に対する意見**

これまでのワークショップをまとめた結果であるため、おおむね課題は捉えられていると感じる一方、数字や具体例で検証しなければ、具体的な検討が難しいという指摘が出た。

**・各テーマに対する意見**

「低下する自治意識を高める」、「市民活動を地域の運営に活かす」という課題に対しては、行政が地域の運営のために市民の力を利用しようとする発想だけでは、自発性が生まれず、市民活動が育たないのではないか、という意見があった。このため、あまり市民活動を型にはめて活用しようとしたり、無理に育てようとするよりも、自発性が高まるように少しずつ伸ばしていくという行政の姿勢が必要との指摘があった。

また、課題の記述では、市民活動と区の活動、ボランティア活動などの用語が並列的に扱われているが、区やボランティアの活動は、市民活動に含まれるものであることと、ボランティア活動の捉え方は報酬ひとつをとってもかなり幅が出てきているので、言葉をしっかり定義して使う必要があるとの指摘があった。

「区と行政の役割分担」については、区と行政の関係だけでなく、区と住民との役割分谷についても重要な課題として位置づけることが必要との意見が出た。



前回までの市民会議の検討内容の確認

「行政を適切に管理する」という課題に対しては、管理という言葉づかいに違和感があるという意見、市民と行政のコミュニケーションについては、最近の図書館建設問題等を見ても確かにチグハグになっているとの意見があった。

## テーマ1：b.小諸市の自治の目指す姿について

### ・“目指す姿”全体に対する意見

目指す姿についても、おおむねこれで良いと感じるという意見がほとんどだったが、そもそも、小諸の自治のあるべき姿を考えるためには、小諸という街がどのような将来像を描くかにかかっているため、まずは、街の将来ビジョンを考えて、共有することが前提となるという指摘があった。また、この意見に関連して、将来ビジョンや自治のあり方をつくりあげるには、この会議に参加していない多くの市民がいることを考慮したものになければ意味がないという意見も出た。そして、自治の目指す姿を市民に浸透させる手段として、難しく長い文章ではなく、ワンフレーズで理念を示すようなキャッチコピーを考え、発信していくことも有効ではないかというアイデアが出された。

### ・各テーマに対する意見

「低下する自治意識を高める」、「市民活動を地域の運営に活かす」という課題に対しては、若い人が厳しい社会状況の中で地域活動に参加しづらくなっている実態や価値観が多様化していることを十分に踏まえる必要があるという指摘がされた。

## テーマ2：誰が自治の課題の解消に向けて中心的な役割を果たすのか？

### ・“誰が中心的な役割を果たすのか”というテーマ全体に対する意見

このテーマに対しては、「自治の問題は行政がリーダーシップをとらなければ進まない」とする意見と「市民の問題だけに行政はあくまで黒子」、あるいは「市民・議会・首長・行政の4者が協力して取組むべき」という意見が出たが、検討の結果、どれか1つの考え方が最良とは言えないので、考え方を絞りこむよりも状況によって柔軟に役割を変えていくべきという結論に至った。

## テーマ3：行政・職員の役割・責務について

### ・各テーマに対する意見

「低下する自治意識を高める」ためには、行政に限らず、この課題の解決できる力のある立場・能力のある人が、自治的な活動に多くの人を巻き込み、楽しく参加できるように働きかけることが必要であるという意見が出た。このため、行政には、中心となって引っ張ったり、黒子として支えたり、柔軟に自治活動をサポートしていくことが求められる。

「市民活動を地域の運営に活かす」ためには、まず、行政（個々の職員）が、市民活動を公共の担い手のパートナーとして認める姿勢を持たなければならないという意見が出た。市政運営の協力者であるパートナーに対して、行政はその活動がより充実するように、拠点整備などの支援を行うこと、また、支援を行う際に市民活動の担い手の声を十分に聞

いたうえで、支援を行うことが行政の責任であり、今後ルール化することを検討してはどうかという意見が出た。

「区と行政の役割分担」を適切に行うためには、区全体を調整できる立場にいる行政が検討の場を設けたうえで、いつまでに何を決めるかといった検討の大枠を定め、議論を調整していくことが求められるという意見が出た。

「行政を適切に管理する」ためには、行政は事業や施策の状況を市民に対して伝わるように発信する責任があり、市民は行政の発する情報に対して理解しよう、知ろうと努めることが責務であるという意見が出た。また、行政が行う事業のうち主要なものや市民の意見がわかるものについては、市民のニーズを汲み上げて適切な判断や修正を行うことが行政の役割であり、その手段としては、アンケート調査を行うことが有効との意見が出た。

**第3回 自治基本条例をつくる市民会議**  
**テーマ：行政にはこうあってほしい（行政の責務）**  
**自治の課題を解消するために行政に望むこと**  
**～小諸市の行政の責務を確認するためのワークショップ～**

日時：平成20年9月10日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

**< 2班のWSのまとめ > 参加人数9名**

先回までのワークショップのまとめとして、「小諸市の自治の課題」について4項目、「小諸市の自治の目指す姿」について5項目を確認した後、「誰が中心的な役割を果たすか」、「行政・職員の役割・責務について」の2テーマについて検討を進めた。

**課題1：「低下している住民の自治を高めて行くことが必要」について**

**・テーマ1：課題と目指す姿の確認**

「低下している住民の自治意識を高めていくことが必要」という課題に対し、現状では、本市の自治を行なう一員であるという意識をもった人が少ないという意見があがった。一方で、自治意識を持つということは、理想論であり、実際にはそのようなことは難しいとする指摘もあった。

「住民の自治意識が高い」という目指す姿については、特に意識の高い人がリーダーとなり自治活動を牽引している、あるいは、個人だけではなくグループ単位で自治が行われている、ということを目指す姿に加えるべきだとする意見があがった。このほか、複数ある目指す姿の中で、最も重視すべきことが「自治意識の高さ」である、という意見もあがった。

**・テーマ2：誰が中心的役割を果たすか**

誰が中心的な役割を果たすべきか、というテーマに対しては、住民・行政・首長・議会の4者が共に連携して中心をなすべきという意見があがった。このほか、自治を実現するためには小さい頃からの教育が重要であるため、教育機関の役割は大きいという意見や、市民から選ばれた議会が中心を果たすべきだ、という意見もあがった。

**・テーマ3：行政・職員の役割・責務について**

行政に求められる役割として、市民に対する説明会や情報公開をしっかりと行うこと、また市民の意見をよく聞くこと、市長が公民館等へ出向くなどし、市民の声を直接受取る場面を設ける、などがあがった。このほか、職員が小諸市に対する理解を深めることや自治を実現するために担うべき役割について理解を深めることが必要、という意見もあがった。

## 課題2：「機運が高まっているボランティア活動や市民活動を地域の運営に活かしていくことが必要」について

### ・テーマ1：課題と目指す姿の確認

「機運が高まっているボランティア活動や市民活動を地域の運営に活かしていくことが必要」という課題に対し、ボランティアを続けることは資金不足や人材不足などの問題があり、継続が難しいという意見や、ボランティアをすることが他人に迷惑をかけていると誤解されることがあるという意見、グループ同士の連携をとって活動することが難しいといった意見も挙がった。

「区やボランティア活動などの市民活動が盛んで、暮らしやすい地域を市民皆でつくっている」という目指す姿に対しては、ボランティア等が活動を継続的に行える、ということを目指す姿に加えるべきだとする意見が挙がった。

### ・テーマ2：誰が中心的役割を果たすか

中心的な役割を果たすのは、現実的には時間に余裕のある人でないと難しい、という意見が挙がった。このほか、誰が中心というわけではないが、市民一人ひとりがそれぞれの立場でできることをやるべき、という意見や、「お金を出す人」、「知恵を出す人」、「力を出して働く人」の3つの役割が必要で、どれが欠けてもボランティア活動や市民活動はうまく行かない、と言った意見も挙がった。

### ・テーマ3：行政・職員の役割・責務について

行政に求められる役割としては、ボランティアが活動しやすくなるよう、今どんな活動が必要とされているのか情報提供を行うことや、市民が行政に相談しやすくなるような雰囲気づくりをすること、市役所から遠くに住んでいる人が身近にいる議員や区長等に気軽に相談できる体制をつくるべきだ、と言った意見が挙がった。これにあわせて、職員がボランティアに関する様々な事柄について、理解を深めることも必要だ、という指摘もあった。

## 課題3：「安全で快適な市民生活を送るための区と行政の役割分担の再確認・再設定することが必要」について

### ・テーマ1：課題と目指す姿の確認

「安全で快適な市民生活を送るための区と行政の役割分担の再確認・再設定することが必要」という課題に対し、行政サービスに対するニーズが過度に高まっている一方、行政側でもニーズに応えきれていないということが課題である、という意見が挙がった。このほか、行政はNPOやボランティアに任せすぎている、行政と区の役割分担がしっかり行われており課題は無い区とそうでない区がある、という意見が挙がった。

「市民活動や、行政の適切な支援のもとで、適切な役割分担の考えにもとづいて行われている」という目指す姿については、市民・行政間の対等なパートナーシップを築かれている、ということを目指す姿に加えるべきだとする意見が挙がった。このほか、区に対しては役員の手当てだけでなく事業の予算も与え、区の裁量権を大きくすることが自治に

繋がる、という意見や、「役割分担」と言うと何かを行う人とそうでない人が区別されてしまうが、本来は誰もが役割を担うべきであり、あえて役割を明確にしないことも重要である、という意見も挙がった。

**・テーマ3：行政・職員の役割・責務について**

行政に求められる役割として、状況に応じリーダーシップを発揮する場面と、市民の聞き手に徹すべき場面を使い分けること、という意見や、役割分担をより良いものにするために、区との情報交換を密に行う、という意見も挙がった。このほか、善意でやっていることを他者から中傷されてしまうといった問題の解決を行なうべきだ、という意見や、区の役員を担ったにもかかわらずその役割を放棄する人もおり、そのような場合には区の役割の一切を行政が担った方がよいという指摘もあった。

**課題4：「行政の施策・事業の効率性や効果を適切に管理することが必要」について**

**・テーマ1：課題と目指す姿の確認**

「行政は、市民にとって必要な事業を効率的・効果的に実施している」という目指す姿については、市の予算をしっかりと公開されている、効率性・効果性を伝えるための情報提供が行なわれている、を目指す姿に加えるべきだとする意見が挙がった。

**・テーマ3：行政・職員の役割・責務について**

行政に求められる役割は、事業の実施状況などについて適宜情報提供を行うこと、という意見が挙がった。



意見を付箋に書き項目ごとに分けて貼っていきます。まとめたものを各班ごとに発表し、意見を共有します。



平成20年 9月 10日 (水)  
コミュニティセンター3階会議室

第3回 自治基本条例をつくる市民会議  
テーマ: 行政にはこうあってほしい 自治の課題を解消するために行政に望むこと  
~小諸市の行政の責務を確認するためのワークショップ~

2 班

		テーマ1：課題と目指す姿の確認		テーマ2：誰の問題か？		テーマ3：行政の役割は？	
小諸市の自治の課題	小諸市の自治の目指す姿	a.小諸市の自治の課題について	b.小諸市の自治の目指す姿について	c.誰(市民・議会・首長・行政)が中心的な役割を果たすか		d.行政・職員の役割・責務について	
低下している住民の自治意識を高める必要がある	住民の自治意識が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治を行う一員としての自覚を持っている人が少ない</li> <li>「自治意識を持つ」というのは理想論だ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治意識を高めることが一番重要である</li> <li>「自治意識が高い」の具体像                             <ul style="list-style-type: none"> <li>個人だけでなくグループで自治が行われている</li> <li>自治意識の高い人がリーダーとして引っ張っている</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民・行政・首長・議会の4者の連携により役割を果たすべき</li> <li>教育機関(行政の一部)が中心的役割を果たすべき</li> <li>市民から選ばれた議会が中心的役割を果たすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への説明や情報公開</li> <li>市長が市民の意見を直接聞く機会を設ける(公民館等へ出向く等)</li> <li>行政が住民の意見を聞く</li> <li>小諸市に対し、行政職員が理解を高める</li> <li>どう自治を担うべきなのか、行政職員が理解を深める</li> </ul>		
機運が高まっているボランティア活動や市民活動を地域の運営に活かしていくことが必要	区やボランティア活動などの市民活動が盛んで、暮らしやすい地域を市民皆でつづけている	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアを続けていくことが、資金・体制面でむずかしい</li> <li>グループどうしの連携をとりながら活動することが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア等の活動が継続的に行なわれている(現状では継続させることが難しい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間に余裕のある人(意識あっても時間がない人には担えない)</li> <li>「お金を出す人/知恵を出す人/働く人」の3つの役割</li> <li>市民がそれぞれの立場で、できることをやる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアをするための情報を提供する(どんな活動が必要とされているか等)</li> <li>区長、議員に相談しやすい体制をつくる</li> <li>ボランティアに関する様々なことに対し、理解を深める</li> <li>市民が意見を言いやすい雰囲気、状況をつくる</li> </ul>		
安全で快適な市民生活を送るための区と行政の役割分担の再確認・再設定することが必要	市民活動は、行政の適切な支援のもとで、適切な役割分担の考えにもとづいて行われている	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスに対するニーズが高まる一方、それに応えるにも限度がある</li> <li>区によって役割分担ができていないところがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政はNPO、ボランティアにまかせきり</li> <li>区と行政の役割は明確になっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・行政間同等な立場でパートナーシップが築かれている</li> <li>区に対し、役員手当て以外に事業の予算も与え、区が主体的に活動している</li> <li>実施する時は「役割分担」をイメージしてしまふ、本来は全てみんながやるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政は状況によって「リーダーシップ」の発揮、「住民の意見を聞く」を使い分ける</li> <li>区に割り当てられた役割でも、適切に行なわれなければそれを行政が担う</li> <li>よりレベルの高い役割分担を実現するため、区との情報交換を密にする</li> <li>住民どうしの対立を解決するための調整</li> </ul>		
行政の施策・事業の効率性や効果を適切に管理することが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、市民にとって必要な事業を効率的・効果的に実施している</li> <li>市民は、行政が必要な事業を行うように、行政の計画や事業について、コミュニケーションを図っている</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市の予算が公開されている(今後も継続させるべき)</li> <li>事業に関する情報が分かりやすく提供されている</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に関する情報を分かりやすく提供する</li> </ul>		

## 第4回 自治基本条例をつくる市民会議

テーマ：市長・議会にはこうあってほしい

～市長・議員・議会の責務～

日時：平成20年10月8日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

今回の市民会議は、市長・議員という市民代表の役割や責務について検討することが目的であった。市長・議会のあり方について検討するためには、関連する法律や制度の理解が不可欠なことから、まず、ファシリテーターが「自治体議会と長の役割」についての解説を行い、その後、3つのグループに分かれて現行の制度や小諸市の現状についての質問や意見交換を行った。参加者の意見の出しやすさを考慮して、グループごとに会議を進めたが、3グループが同じ説明資料に沿って同じ手順を進めたため、まとめは本資料1つに統合している。

議会と首長に関連する制度は、一般市民にはあまり知られていなかったため、発言の多くが質問や確認であった。市民の問いかけに対して、議員経験のある市民が答えるという形で意見交換が進んだため、以下の記録は、質問 質問・意見に対するコメントという形で整理した。

意見交換の中には、現在の小諸市議会が抱える課題や議会活性化のための改善方向などが示されており、今後、自治基本条例や議会基本条例を検討する際に参考になる意見が得られた。



市民会議の前半では「自治体議会と長の役割」として国会との違いや議会で決めること、議会の権限のほか、市長の役割や市長と議会の関係などの確認を行いました。

## 1.現在の議員・議会についての質問、意見

<p><b>【質問】</b> 議会で予算を組むことが出来ないとのことであるが、各区で予算要望を上げるにはどうしたらよいか？議員に言ってもだめなのか？</p>	
<p>対する質問・意見コメント</p>	<p>行政は、市民からの要望も聞いて予算を組むが、各区ごとに予算査定をして予算をつくることはしていない。これまでの実績をベースに全体としてのバランスを見ながら予算を作る。</p> <p>住民側から行政に対して、予算を公的に直接要求することはできない。現状では陳情という形しかない。</p>
<p><b>【質問】</b> 議会は市長が提案した予算案に対して実際に修正を加えることがほとんどないと聞いたが、それでチェックの役割を果たせるのか？</p>	
<p>対する質問・意見コメント</p>	<p>実際には各委員会で協議している。本会議では協議した結果を正式に決議する場という認識があり、そこで修正案を出すことは市長に対する不信任を意味する。実際に予算の不足が予想される場合などは、その場で予算の修正をするのではなく、修正提案を出して補正予算を組むことで対応している。</p>
<p><b>【質問】</b> 議会は3つの仕組み（本会議・委員会・全員協議会）から成り立っているが、機能しているか？</p>	
<p>対する質問・意見コメント</p>	<p>議会は、3つの仕組みで行っているからうまくいっている。本会議は決定の場であり、各種委員会では、細かい予算について話し合っている。全員協議会は、本会議の前の調整の場である。</p>
<p><b>【質問】</b> 議会は市長を監視しなければならないが、その機能が果たせているかどうか疑問である。なぜ首長に比べ、議会の力が弱いのか？議会の力を強めることはできないか？</p>	
<p>対する質問・意見コメント</p>	<p>これまで審議されてきた議案のほとんどは、首長提案のものであった。実際に、議員提案によって制定された条例数も少ない。制度的に首長が強いということはあるが、議員からの提案自体が少なく、権利を行使してこなかったため、力を発揮しきれなかったと言えるかもしれない。議会からも積極的に提案をすることにより、議会の力を強めていく必要がある。</p>

	<p>議会より市長の権限が強い。議会は、市長の出した予算について追認することが多く、それを覆すことがなかなか難しい。議員の中には、議会では賛成しておくことが良いことだと考えているものもいるため、議会として覆そうとしても、議員内でコンセンサスが図れないような状況もある。</p>
	<p>議会が市長に対して立場が弱いのは事実である。議会の招集などは議員側でできるようにするなど、議会の権限を強めるような方向に持っていくべき。</p>
<p><b>【質問】</b> 議会での決議事項は現状のままでよいのか？</p>	
<p>対するコメント 質問・意見に</p>	<p>水道料は議会での決議事項ではあるが、保育料はそうではない。つまり、議会では知らないうちに、保育料が決定されてしまうことがある。この事例のような問題を防ぐ、つまり議会のチェック機能を高めるため、議会での決議事項を増やす必要があると思われる。</p>
<p><b>【質問】</b> 議員定数は適正か？</p>	
<p>対するコメント 質問・意見に</p>	<p><u>適性</u> 以前の小諸市は、議員定数 24 人で 4 つの委員会を運営していた。現在は、議員定数が 21 人で 3 つの委員会である。それぞれの委員会に適正人数がいないと議論が活性化しない。そのため、現在の定数は、議論が活発に行われる適正数だと思われる。これ以上減らしてしまうと、活発な議論ができない。また、市民が意見・要望を伝える窓口も少なくなってしまう。</p> <p><u>多すぎる</u> 議員定数は多いと思う。佐久市では、人口規模は倍あるにも関わらず、議員定数は少ない(34人)。小諸市ももっと削減することが可能なのではないかと？</p> <p><u>議員による</u> 議員の資質によるのではないかと？議員活動をしっかりやってくれるのであれば、もっと多くてもいいが、しっかりとやらないのであれば減らすべきである。</p>

<p><b>【質問】</b> 議員報酬は適正か？</p>	
<p>質問・意見に 対するコメント</p>	<p><u>少ない</u></p> <p>現在の議員報酬では、少ない。議員報酬だけでは生計を立てられないので、立候補を諦める市民がいるという話も聞いている。今の報酬では、家族を養っている若い世代が議員になることは難しいため、議員の代表性、議会の将来性ともに不安を感じる。</p>
	<p><u>適性</u></p> <p>金銭的には決して裕福とは言えないが、それでもやるという気概のある人でないと議員はつとまらない。現在の報酬でできる方に任せるべき。</p>
	<p><u>議員の資質による</u></p> <p>議員の資質によるのではないかと議員活動をしっかりやってくれるのであれば、もっと多くてもいいが、しっかりとやらないのであれば減らすべきである</p>
	<p><u>仕事の内容によって差をつけるべき</u></p> <p>議員報酬は議長、副議長、議員の3種類しかなく、議員活動の内容に比例しない。活動の内容によって差をつけることはできないか？</p>
<p><b>【質問】</b> 政務調査費は現状のままでよいのか？ 少なければ調査を行政に任せることはできないのか？</p>	
<p>質問・意見に 対するコメント</p>	<p><u>少ない</u></p> <p>以前まで年額4万円であったため、現在の月額9000円・年額約11万円は増額されたものである。しかし、これだけでは、議会報告の印刷物を作るにも赤字になってしまい、報酬を切り崩して充てている状況である。また、事例視察や勉強会などに参加することを考えると、2-3回で底を突いてしまうため、十分とは言えない。</p>
	<p><u>調査力を強化する方法</u></p> <p>現在の調査費だけで政策を検討するための情報収集は難しい。しかし、議員と首長は独立した機関であるため、議員が行政に直接調査を指示することは制度上できない。議会の事務を担当する議会事務局の人員を厚くすることができれば調査力を強化することができるが、小諸の都市の規模からは強化が難しいのが現状。</p>

<b>【質問】</b>	
今の条例は、問題を起こした議員を免職するのに十分な効力を持っているのか？	
対するコメント 質問・意見に	<p>現行条例では「       をした場合、議員を辞めなければならない」のように、はっきりとした免職条件は示されておらず、交通事故等を起こした場合にも、免職させるのに十分な効力は持っていない。よって、市民からのリコールなどが無ければ、免職することはできない。現在話題になっている問題を起こした議員の処遇を巡り、さらなる問題が起きないように、現行条例をより詳細に検討・修正する必要があるのではないだろうか。</p>
<b>【質問】</b>	
市民と議会での情報交換は不十分では無いのか？	
対するコメント 質問・意見に	<p>議会に対する市民の意向を汲み取ることは重要であるが、議員によって取組み方がまちまちであるように思える。なにか仕組みをつくるべきだろう。</p> <p>小諸市議会では、議会改革の一環として、年6回の予定で来月から議会活動の説明会を開催する予定である。これまでは、議員が自らの出身地区で後援者などに対して議会報告をすることはあったが、今回の試みは、抽選で出身地区以外に全議員を割り振って説明会を行うことに特徴がある。どれくらいの市民が参加してくれるかわからないが、このような地道な情報提供、情報交換の場を議会として設けようとしているところである。</p> <p>議会側から、市民への報告も重要である。市民の意見を聞く、議会の様子を報告する、この両方を行うことは、議会の質を高めるだけではなく、市民の議会に対する関心や自治意識を高めることにもつながるのではないだろうか。</p>

## 2.市長、市長選のあり方についての意見

【質問】	
市長選挙が無投票選挙でもマニフェストが評価されたといえるのか？	
質問・意見に 対するコメント	複数の候補者同士の論戦が行われた上で首長が当選したのであれば、マニフェストは評価されたといえると思う。このため、マニフェストの評価（＝選挙での論戦）を行うためには、ぜひ複数候補者による市長選を行うべきだ。市民はそのことを理解する必要がある。また、現実には難しい場合もあるが、その理解に基づき、無投票選挙を防ぐために出馬する人が出現すれば、なお良い。
	現市長がマニフェストを活用した選挙を提唱したことは評価し、今後も継続させるべきことだと思う。
	マニフェストには実現可能な目標ばかり載せても意味がない。ある程度高い目標を定めて、それを実際に達成できたかどうかを評価すべき。そのためにも、議会や市民がマニフェストを評価できる目を持つ必要がある。



各グループのまとめをファシリテーターが発表し、参加者で意見を共有しました。

**第5回 自治基本条例をつくる市民会議**  
**テーマ：私たち市民はなにをするべきか？**  
**～市民の責務～**

日時：平成20年11月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

第5回市民会議は、全8回の折り返しを過ぎ、後半の初回にあたる市民会議であった。このため、ワークショップの前段に、過去4回の検討結果を振り返った上で今回のテーマについて検討を行った。今回は、自治基本条例の条文を意識した検討を行うため、他地域で制定された自治基本条例の「市民の定義、市民の権利・責務」に関連する条文を確認した上で、小諸市版では、どの部分を強調するべきか、何に注意して作成していくべきか等について意見交換をした。

検討は、参加者の意見の出しやすさを考慮して、2つのグループに分かれて行われたが、検討自体は、同じ手順・同じ内容で進められたため、まとめは本資料1つに統合している。



ワークショップでは、時間が足りなくなるほど、活発に意見が交換されました。

## 1. 市民の定義

自治基本条例によって小諸市における自治のあり方を定めるにあたって、自治の担い手である「市民」の定義を整理する必要があることから、条例を策定する場合の市民の範囲について検討を行った。

### ワークショップで出た意見

<市民の区別が必要>

- 小諸市に何らかの関係がある人を市民と捉えるべきであるが、関与のレベルによって何らかの区別をするべきだ。例えば、住民票がある人は市民、住民票はないが、小諸市に勤めている人は准市民のように定義するのが良いのではないか。

<条例の直接の対象となる市民>

- まず、条例の直接の対象となる市民を考えるべきである。納税の義務がある、住民票があるなど明確な基準により「市民」と定義づける必要がある。

<広義の市民>

- 小諸市から何らかのサービスを受けるなど利害関係がある人、何らかの影響を受ける人を市民と考えるべきではないか。幅広く市民を捉えた方がよい。ただし、広報など周知活動は難しい。
- 小諸市内に居住している外国人、市内で就業・就学している人、病院や施設の利用者、観光客や別荘利用者などの滞在者などは、広義の市民として捉えるべき。広義の市民（小諸に生をなしているもの）には、狭義の市民と同じ権利・責務を求めることはできないが、小諸市のルールを尊重することなど、ゆるやかな協力を求めていくべき。

<その他>

- 市民の定義から少し外れるが、区が現在は公式に位置づけられていないため、条例の中に盛り込んでいく必要がある。

## 2. 市民の権利・責務

市民が有している権利・義務については、日本国憲法や地方自治法によって既に保障されているものであるが、他都市の事例を見ると啓発や自戒の意味を込めて、権利と責務とを強調している。本市の現状を踏まえて、どのような権利・責務を強調すべきかについての検討を行った。

(他都市の例)

【権利】まちづくり(政治)に参加する権利(ニセコ・杉並区・宝塚市など)

【責務】まちづくりの主体であること(ニセコ町、箕面市、生野町)

【権利】政策の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利(会津坂下町)

【責務】自らできること、なすべきことを考え、行動する(会津坂下町、菊池市)

【権利】行政サービスを等しく受ける権利(吉川町、杉並区)

【責務】行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たす(杉並区)

### ワークショップで出た意見

<小諸の住民を念頭に置いて考えるべき>

- 小諸市に住んでいる人たち、集まる人たちが気持ちよく過ごしていけるように、自治基本条例を作るのだから、それを念頭に入れて、市民の権利・責務を明らかにすべきだ。

<権利と責務をセットで記載すべき>

- 権利と責務を条例に盛り込むことに賛成。まちづくりに参加してきたが、多くの場合、市民が言いつばなしで終わり、権利の行使ばかりが目立つ。発言に対して責任を持つとか行動を伴うなどの責務の部分盛り込むことに意味があると思う。

<市民の責務と、行政・議会の責務をあわせて考えるべき>

- 市民の責務を決めるためには、行政の責務、議会の責務についても明らかにする必要がある。いずれかの主体が一方向的に決めるようなものではない。

<若者の自覚を促すものにしたい>

- 自治の意識や行動は、若い世代ほど浸透していないように感じており、このことに危機感を持っている。市民の権利や責務について記載するのであれば、「若者の責務」のように見出しをつけるなどして、若者の自覚を促すような強調をするべきである。

### 3. 参加の権利・責務

市民の権利・責務のうち、意思決定やそのための意見交換を行う市民参加の場面（市民による政策の企画・評価などの政策形成過程への関与の場面）に絞って、どのような権利・責務を記述すべきかについて検討を行った。

（他都市の例）

【参加の権利】参加にあたっては、

- ・互いに平等である（ニセコ町、柏崎市など）
- ・町の不当な関与を受けないこと（ニセコ町、甲良町）
- ・差別的扱いを受けないこと（ニセコ町、柏崎市など）

【参加の責務】

- 自らの発言と行動に責任を持つ（ニセコ町、清瀬市）
- 自らできること、なすべきことは自ら解決する（菊池市、会津坂下町）
- 互いの活動を尊重する（伊丹市、多摩市）

#### ワークショップで出た意見

< ルールの具体化 >

- 参加の際の責務、つまり責任の果たし方について、具体的にどうすれば責任を果たしたことになるのか不明確である。例えば、反対の意思がある人が声高に反対という意見を表明することは責務を果たしたことになるのか。“発言に責任を持つ”というのが他都市の条例には含まれているが、発言の根拠を示すことやより良い結論に到達するために誠意を持って議論することなどのように、もっと具体的に議論のルールを示さないと抽象的でわからないのではないか。
- 参加のルールなどが具体的に示されていると議論がしやすかった。他の自治体のいい事例を示して欲しい。それを見ながら議論したい。
- こうしたルールをつくったところで現実の市民参加の会議の場面で有効に使われなければ意味がない。実用的なものをつくるべきである。

< お手本不在 >

- 参加の際の責務を考える上で、本来は国会がそのお手本になるはずであるが、あまりよい見本になっていないと感じる。そうになると、市議会に範を求めたいが、本会議では意見を戦わせていないため、あまり参考にならない。

## 第6回 自治基本条例をつくる市民会議

テーマ：情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？

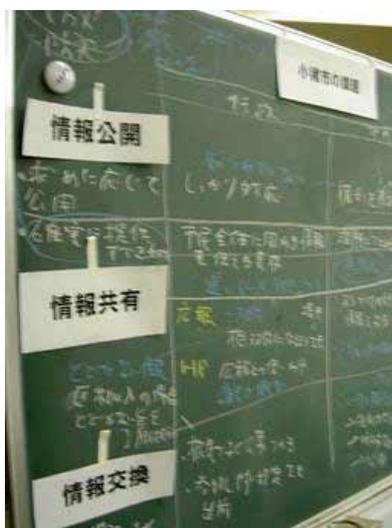
日時：平成20年12月10日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

第6回市民会議は、行政・議会・市民がともに「公共政策・公共活動」を担っていくうえで前提となる、“情報を共有財産として相互に活用できる環境”をいかにつくっていくべきか、について意見交換を行った。

ワークショップでは、情報公開・情報共有・情報交換の3つの切り口から、小諸市の現行制度とそれらの運営状況、関連する他自治体の条例の事例などの資料を参照しながら、小諸で新たにつくる自治基本条例にどのような内容を盛り込むべきか、どの部分を強調すべきかについて意見を出し合った。



小諸市の総合計画策定における  
市民参加などを例に  
市民と行政のコミュニケーション  
について話し合いました。



出された意見を黒板に書きながら  
整理していきました。

## ワークショップの切り口

第6回会議の会議は、情報公開・情報公有・情報交換の3つの切り口から、小諸市の課題と自治基本条例に加えるべきこと・強調すべきことについて意見を出して頂くために、以下のワークシートを準備して検討を行った。

	小諸市の課題	自治基本条例に加えること・ 強調すべきこと
情報公開制度について		
情報共有について ・行政情報の提供(広報・ホームページ等)のあり方		
情報交換について ・行政による審議会、説明会等のあり方		

なお、当日の意見交換は、意見の出しやすさを考慮し、2つの小グループに分かれて行われた。このため、まとめも2つの班に分かれている。

### < 1班のWSのまとめ > 参加人数 10名

#### テーマ1：情報公開制度について

##### “小諸市の課題”に関する意見

- ・ 現状では、一部の市民のみが活用している状況で、一般の市民にはあまり知られていない。
- ・ 課題ではないが、情報公開というと、一部の市民が関心を持ったことに対して求めに応じて行う情報公開と、請求されなくても行政が情報をオープンにしておく情報公開（説明責任を果たすための情報管理・提供）の2種類があるので、区別して考える必要があるのではないかと。

##### “自治基本条例に加えること・強調すべきこと”

- ・ 市民には、行政に対して情報公開請求をすることができる権利を持っていることを理解して、有効活用する責務があること、一方、行政には、こうした請求に対して、しっかりと対応する責務があることを強調するべき。

## テーマ2：情報共有～行政情報の提供（広報・ホームページ等）のあり方について～

### “小諸市の課題”に関する意見

- ・ 行政が市民に提供すべき情報とは、情報公開制度とは違い、多くの市民の生活に関わる情報である。こうした情報が広報や HP に掲載されているが、行政側の問題としては“一方的”であること、“タイミングが遅い”ことがある。市民の側には、“無関心”という問題があり、あまり読まれていない状況がある。
- ・ また、区に加入していない市民に対しては、広報こもろが配達されておらず、市民に公平に情報を提供するという観点からは不公平が生じているという見方もできる。
- ・ また、ホームページは便利であるが、高齢層ほど利用しづらいという欠点がある反面、若年層は広報誌を読まない傾向にあるので、ターゲットによるメディアの使い分け等の工夫が求められる。

### “自治基本条例に加えること・強調すべきこと”

- ・ 行政は、広報を行うにあたっては、一方的に情報を発信するだけでなく、広報を通じて市民とコミュニケーションを図るという意図を持つ必要がある。そのように考えれば、読ませる気がないような文書はできないはずである。
- ・ タイミングの遅さに関しては、広報の発行スケジュールなどがあり、対応が難しいところがあるが、速報はホームページに掲載するなどメディアを使い分けて対応すべきである。また、タイミングが遅れることが致命傷になりかねない、災害や事件の関係の情報提供は、迅速に行う必要がある。
- ・ 市民の無関心については、無関心でいられるのは現代が平和であり、小諸市の生活に重大な問題がないからではあるが、将来のことを考えて、大人が地道に意識を啓発していくしかない。まちづくりの主体として、市民には地域や行政の情報を共有する権利があるが、反面、こうした情報を積極的に取得し、自らの問題として考える責務がある。
- ・ 現在、区への未加入者に対しては、広報誌が届いていない状況にあるが、広報誌を未加入世帯にのみ郵送するのは、区加入者にはそうしていないので不公平になってしまう。市は、転入者に対して、区に加入しないと広報誌が届かなくなるという未加入のデメリットを説明し、ホームページや公共施設に置かれている広報などの市が提供する情報を入手する手段を伝えるべきである。そのうえで、広報誌が届かないのであれば説明責任を果たしたことになる。この例に限らず、未加入者に対する区の対応は難しい場面が多く、それぞれの地域で苦労している。

### テーマ3：情報交換～行政による審議会・説明会等のあり方について

#### “小諸市の課題”に関する意見

- ・ 審議会に特定のメンバーが偏る傾向は確かにあり、是正が必要だと思うが、公募をしても応募者があまりいない現実がある。
- ・ 市民の無関心にも問題があるが、市民が参加しやすい時間帯や場所で会議を開催する必要がある。勤め人が昼間の会議に出たり、子育て中の母親が夜の会議に出ることは通常難しい。
- ・ 女性は、区の活動などでも実質的な活動を担っているにもかかわらず、役員にはあまりなっていない。公のものに表立って関わって、会議などで発言することに慣れていない状況があるが、実際には意見を持っているのでもったいない。

#### “自治基本条例に加えること・強調すべきこと”

- ・ 審議会などの会議の構成員が固定化しないように、市は根気強く公募を募るべきであるし、市民は様々な機会をとらえて市政に参加するべきである
- ・ 現実的に考えると、現在のような会議の日程では参加者が偏るのは当たり前である。裁判員制度のように市政参加に強制力を持たせるか、参加しやすい工夫を徹底して、参加の機会を多様化させていくことが必要。
- ・ 参加意識が低い市民に対しては、会議に出て発言をするような体験ができる場を設けて、そうした場での振舞い方などを学習してもらえるようにしてはどうか。

#### その他の意見

- ・ 自治基本条例をつくる際には、どうしても行政の責務にばかり意見が集中しがちであるが、行政の課題の裏側には現在の市民の姿勢などが表裏一体の問題として存在しているため、できるだけ市民の責務も対にして、記載すべき。そうすることで、行政目線だけではなく、市民目線も入った、バランスの良い条例になると思う。

### 情報の公開・共有・交換を考える前提

- ・ 情報の公開・共有・交換を行う前提として、それぞれを別々に考えていたのでは、解決にならない。全てが相互補完的な事象であるため、一緒に考える必要がある。

### 情報提供について

- ・ 庁舎内の情報公開コーナーの情報の更新が不十分な場合があるため、この対応は随時、速やかに行なう必要がある。
- ・ 情報の提供に当たっては、内容の正確性や出典（情報源）を明らかにすることが求められる。その一方で、不正確でも良いから、早い段階で提供して欲しいという市民意見もある。今後、情報提供可能となる判断基準（未決定事項でも公表を可とするか否か等）について、検討が必要だ。
- ・ 特定の情報弱者に対する情報提供の支援が必要なのではないか。例えば、高齢層になるとインターネットで情報を得ることが難しく、このような層に対しては別の手段を用いて情報提供を充実させることが必要なのではないか。また、行政側から、広報やインターネットで十分な情報提供をしているとしても、それをほとんど取得していない市民も多い。これらの問題へ対処する基本方針として、提供する情報内容と手段を、ターゲットごとに絞って行っていくはどうだろうか。個別の手段としては、既存の広報やホームページ、回覧板による情報提供に加え、地区の会合等でそれらの閲覧を促したりしてはどうか。また、防災無線の有効活用という手もあるが、これを日常的に使うと、いざという時に緊急性があるものと感じてもらえなくなる可能性がある。使うならば、この点への配慮が必要といえる。

### 個人情報保護と情報の有効活用

- ・ 個人情報に対する過剰反応が見られる。それによって、情報を必要としている人へ十分な情報提供がなされない場合もある。このような問題を防ぐため、「悪用されると困るから情報を提供してはならない」というネガティブな考え方だけでなく、「このように有効活用できる」というポジティブな考え方も必要であろう。そうすることで、より有効な情報活用ができるのではないか。

### 行政情報に対する市民意識

- ・ 現状では、情報公開条例などの各種条例が市民に認識されていなかったり、特定の人ばかりが行政情報の公開を求めに來たりしている。つまり、市民の多くは行政情報にあまり関心を持っていないという問題がある。関心がない原因としては、自分の生活と行政情報が結びついていないため、ということが主であろう。このため、市民への提供情報は、出来るだけ生活と関連付けた内容にすることが必要なのではないだろうか。
- ・ また、行政や議会が、市民から情報を受取る機会がそれほどないということも問題として挙げられる。この解決のため、市議会議員を通じた意見交換の場を設けることや、民意を汲み取るためのアンケートの実施も有効なのではないか。また、アンケートを行うことは、幅広い層に対する行政情報への関心を高めるといふ、付加的効果も考えられる。

### 自治基本条例策定の前提

- ・ 行政批判に終始する者や自分の主張を押しとうそうとばかりする者も、市民の中に必ず存在する。自治基本条例の策定に当っては、このような人々ではなく、良識を備えた市民を前提として検討してはどうか。逆に言えば、良識のない市民は、このような条例によって保護される対象には含めないという考え方をもち、条例の策定を進めてはどうか。

## 第7回 自治基本条例をつくる市民会議

### テーマ：協働とは何か？どうやって進めたらよいだろうか？

日時：平成20年1月14日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

第7回市民会議では、共通のイメージを持つことが難しい“協働”の意義やパターンを確認することで、小諸市における“協働”のあり方を明確にするための検討を行います。

また、“協働”を良い形で今後も継続・発展させていく上で、どのような課題があり、どのようなルール作りが必要になるかについても意見交換を行います。

### 協働の意義と協働のタイプのたたき台

協働について検討するためのたたき台として、「協働の意義」と「協働のパターン」を以下のように示した。

#### 協働する意義

##### 効果的・効率的に公共的な問題が解決される

・協働は手段であって、目的ではない

##### 中長期的には、様々な主体が協働することによって、自治意識が高まる（高く維持される）

・事例「栄村：実践的住民自治」（意思表示だけでなく、行政の執行過程に住民が直接参加する形）  
・田直し、道直し、下駄ばきヘルパー制度等



#### 協働のパターン

##### A.行政主導（都合）型の協働

###### 財政縮小・行政効率化

- （市民との協働）
  - ・夕張市の成人式、行政情報連絡網
- （事業者との協働）
  - ・公共施設の指定管理者による運営

###### きめ細か・専門的なサービスの提供

- ・NPO法人による専門サービス
- ・民生児童委員による地域福祉活動

##### B.市民主導型の協働

###### 身近な地域課題の解決

- （生活上の必要に基づくもの）
  - ・子育てサロン・サークルの活動
  - ・区、自治会の活動

###### より快適で潤いのある生活環境づくり

- （楽しみながら地域の役に立つ活動）
  - ・小布施オープンガーデン
  - ・読み聞かせボランティア

たたき台をもとに協働のあり方について検討を行うにあたって、小諸市の自治基本条例への要望や参考意見をあげるため、次のワークシートに沿って検討を行った。

## ワークシート

1 協働の意義とは？ (たたき台を見ながら検討)			
2 協働のパターンごとに 課題とルールの検討	課題	自治基本条例に入れるべきこと、 強調すべきこと(=必要なルール)	
		行政側に対して	市民側に対して
<b>A 行政主導型の協働</b>			
<b>行政縮小・行政効率化</b> ・市民との協働 【例】・夕張市の成人式 ・行政情報連絡網			
・事業者との協働 【例】・指定管理者による公共施設の運営			
<b>きめ細やか・専門的なサービスの提供</b> 【例】・NPO法人による専門サービス ・民生児童委員による地域福祉活動			
<b>B 市民主導型の協働</b>			
<b>身近な地域課題の解決</b> ・生活上の必要に基づくもの 【例】・子育てサロン・サークルの活動 ・区、自治会の活動			
<b>より快適で潤いのある生活環境づくり</b> ・楽しみながら地域の役に立つ活動 【例】・小布施オープンガーデン ・読み聞かせボランティア			

なお、当日の意見交換は、意見の出しやすさを考慮し、2つの小グループに分かれて行われた。このため、まとめも2つの班に分かれている。

### テーマ1：協働の意義とは？

- ・ 協働を「行政 市民」という枠組みで狭く定義しがちだが、「市民 市民」あるいは「市民 事業者」の活動も、協働として広くとらえてよいのではないかと。
- ・ 協働というと、市民にとっては行政の経費削減のためという印象を持たれているようだが、市民が主体的に働きかけていくことによって、より効率的な行政運営ができるということを理解してもらいたい。

### テーマ2：協働の課題とルールの検討

#### “ A.行政主導型の協働 ”

##### 財政縮小・行政効率化を主眼とした協働

###### 課題

- ・ 市民にとっては、行政側からの「押しつけ」や「やらされている感」を感じてしまう。税金を払っているのに、まだ何かやらされるのか、という印象がある。
- ・ 行政がすべきことと市民がすべきことの線引きを共に話し合い、その枠組みを明らかにする必要があるのではないかと。
- ・ 協働によって効率的な行政運営が可能になり、市民側にもメリットがあることを啓発していくべきではないかと。

##### 自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・ 行政は、情報公開や啓発活動に努める。
- ・ 行政は、市民と対話しながら枠組みを明確化し、押しつけにならないように努める。
- ・ 市民は、不満をためこむのではなく、問題提起をしていくべきである。
- ・ 市民は、公共への関心を高め、積極的に協働に参加していくべきである。

##### きめ細か・専門的なサービスの提供を主眼とした協働

###### 課題

- ・ NPO やボランティア団体は活動資金の確保に苦労している。
- ・ NPO の活用に対して、一般の業者からの反発がある。
- ・ NPO やボランティア団体が行っている活動をもっと知ってもらうための機会を設ける必要がある。
- ・ 行政と民間の対話によって、より細かなサービスの提供を可能にすることはできないだろうか。
- ・ 民生児童委員は非常によくやっているとるので、活動をそのまま維持できるようにすべきである。

### 自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・ 行政は、民間（市民・事業者）とのネットワークを強化すべきである。
- ・ 行政は、市民活動への支援を行っていくべきである。（資金面・PR等）
- ・ 市民は、積極的に協働に参加していくべきである。

### “ B.市民主導型の協働 ”

#### 身近な地域課題の解決を主眼とした協働

##### 課題

- ・ 活動の場として、公民館をもっと開放してほしい。
- ・ 市民主導とは言っても行政側でもある程度のリーダーシップを取ってもらいたい。
- ・ 子育てサークル等も、いつまでも補助をもらうのではなく、数年経過したら自立した活動を行っていくべきではないか。
- ・ 区・自治会への参加者が限られている。（参加する人はいつも同じ人ばかり、参加しない人は全く参加しない）
- ・ 区への非加入者が増えてきている。
- ・ 区によっては、世代交代がうまくいっていないところもある。
- ・ 現在の情勢に対応し、区の再編が必要になるかもしれない。

### 自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・ 行政は、活動場所やサポートする人材の提供を積極的に行うべきである。
- ・ 行政は、地区担当者制度を実施し、区の活動を支援する。
- ・ 市民は、地域の一員としての自覚を持ち、コミュニティ活動へ積極的に協力・参画するべきである。

#### より快適で潤いのある生活環境づくりを主眼とした協働

##### 課題

- ・ 小諸に埋もれている資源（例：美しい町家の中庭など）を掘り起こし、活用できないだろうか。
- ・ ボランティア団体の活動の場が少ない。
- ・ ボランティア活動のスタッフが不足している。
- ・ ボランティア活動のPRが不足している。

### 自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・ 行政は、市民活動への支援を行っていくべきである。（資金面・PR等）
- ・ 行政は、潤いのある生活環境につながる資源の掘り起こし、活用、PRを積極的に行っていくべきである。
- ・ ボランティア団体は、自らも活動のPRを積極的に行い、活躍の場を広げていくべきである。
- ・ 市民は、積極的に協働に参加していくべきである。

### テーマ 1-1：協働の意義とは？

- ・ 協働することには、意義がある。これからの時代に必要な考え方であり、文句なく良いことだと多くの人が捉えている。たたき台の案も特に問題は感じない。しかし、実際にやっていくこと、継続していくことは大変なことである。意義や定義も必要だが、実際にどうやっていくかが最大の問題。
- ・ どうやるかだけでなく、協働とは誰と誰とで行うものなのか？という視点も重要。行政と市民の協働と言った場合の市民とは誰を指すのか？住民と市民（シチズン）とは違う。また、区と住民の関係も協働に含めるべきなのか？
- ・ そもそも協働とは何かということ、まずは踏み込んで考える必要がある。

### ● テーマ 1-2：協働のパターンについて

- ・ 協働を“行政主導型”、“住民主導型”に分ける案が出されたが、本来は、どこまでが行政の仕事でどこから住民の仕事という区切りがあるわけではないので、こういう区切りは適当ではないのではないか。

### ● テーマ 1-3：協働の前提について

- ・ 協働を行う前提として、まず、双方が課題の解決に対して「やる気」や「前向きな姿勢」を持っていることが望ましい。以前、ある地区に新しい道路が整備された際に、市から街路樹を植えることを提案されたが、その区は高齢化のため維持管理の負担を負いたくなかったため、協力しなかったということがあった。お互いが納得しないと、協働も長持ちしない。区や住民が常に前向きであるのが理想だが、やる気がないものを無理にやって“やらされている”感じになるよりは、やる気の有無によって、無理にやらないほうがよい。しかし、一概にそう言えないこともあり難しい。
- ・ 協働は、やらせる、やらされるというのではなく、できることを持ち寄るといった双方の姿勢が基本ではないか。

## テーマ 2：協働の課題とルールの検討

### “ B.市民主導型の協働 ”

#### 身近な地域課題の解決を主眼とした協働

#### 課題

- ・ 様々な課題は地域にあるが、自治組織に余力がなくなっており、一部の人に負担が片寄ってしまったり、なかなか取組めないという現状がある。そのような場合、行政のバックアップが必要。

### 自治基本条例に加えること・強調すべきこと

- ・ 市民が地域のことに効果的に取組むため、市民ができることをやっているという前提があれば、市は活動を支援するべきである。市民の活動に対してのちょっとしたバックアップの力は大きい。
- ・ 市民活動に対するバックアップは、資金提供や人手の提供だけではなく地域通貨などを検討しても良い。継続的にがんばろう・お互い様だと思える仕組みや地域の人間関係が重要。

### その他の意見：自治基本条例の運用について

- ・ 条例ができたらどのようにして、市民に広く伝えていくべきか。広報や回覧板で回しても読まれないし、理解もされないと思う。
- ・ 自治基本条例は、実際に使われて意味を持つ計画なので、様々な場面で実際に引用したり、定められたルールを行使することを積み重ねていくしかない。ぜひとも、作りっぱなしにならないようにしてほしい。



難しいテーマではありましたが  
様々な意見が出され  
最後に班毎に出された意見を発表しました。

**第8回 自治基本条例をつくる市民会議**  
**テーマ：自治についての話し合いを振り返る（議論のまとめ）**

日時：平成20年2月10日（火） 場所：コミュニティセンター3階会議室

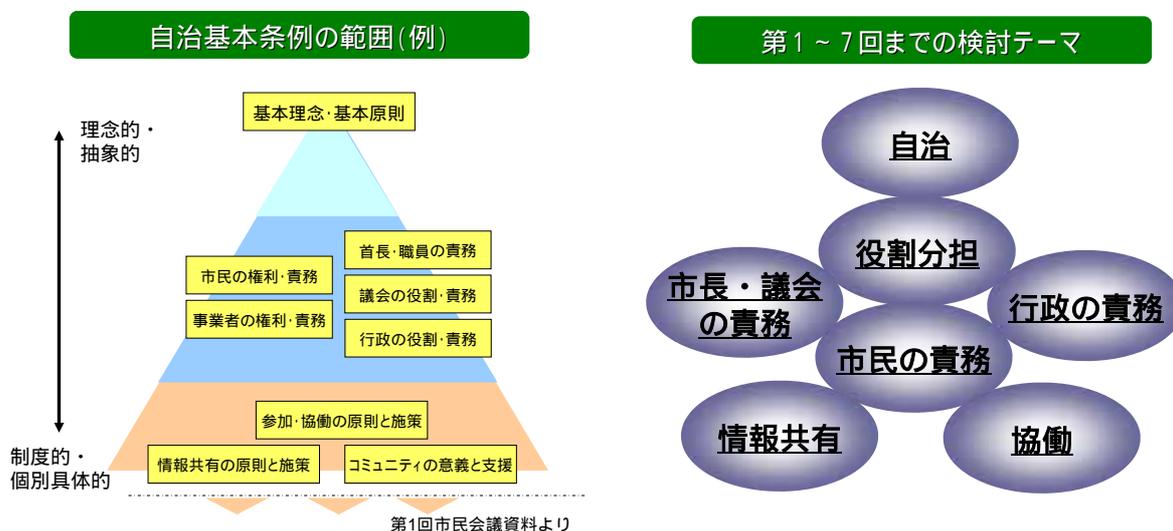
小諸の自治を考える市民会議では、自治基本条例に関連するテーマについて7回の意見交換を重ねてきました。

最終回である第8回会議では、各会の検討内容のまとめを確認し、補足すべき点・強調すべき点、策定後の活用方法などについて意見交換を行いました。



明治学院大学法学部の鍛冶智也先生にも参加いただきまして、22名で7回までの話し合いを振り返りました。

**第8回会議内容：これまでの意見を整理し、それぞれについて最終意見交換**  
 本市民会議では、一般的な自治基本条例の範囲を各回のテーマとして意見交換を行ってきました。



第8回市民会議では、各回で出た意見を以下の枠組みに整理し、補足すべき点、強調すべき点などについて意見を頂きました。今回は、これまでの意見を皆で確認し共有するため、小グループに分かれた検討ではなく参加者全体での検討を行いました。

### 1.小諸市の“自治”について

- ・自治の定義、小諸市の自治の現状・課題、今後の展開方向について意見交換。

### 2.小諸市の“自治の担い手”について

- ・これまでの会議で出された意見を、市民、自治会（区）、NPO・ボランティア、議員（議会）、首長、行政の6主体ごと、定義・役割、現状・課題、課題解決の方向、条例への意見の4区分ごとに整理し、意見交換。

### 3.各主体の権利と責務（“参加”と“協働”の観点から）

“参加”の観点

- ・自治の単位ごとに行われている意思決定の場面への“参加”の観点から、市民、自治会、ボランティア・NPO、行政それぞれが認識すべき権利と責務に関する意見を整理し、意見交換。

“協働”の観点

- ・市民の暮らしやすさの最大化と生活課題の解決（公益）のために、市民、自治会、ボランティア・NPO、行政等が協力して事業や取り組みを行う“協働”の観点から、それぞれが果たすべき権利と責務に関する意見を整理し、意見交換。

### 4.それ以外の意見について

- ・市民会議の反省や条例制定後の活用法など上記以外について意見交換。

### 1.小諸市の“自治”について

- ・小諸市の自治の定義そのものについての議論よりも個別テーマの検討に時間を割いてきたため、歴史的な観点や全体を総括した上での検討がさらに必要。
- ・小諸市の自治の現状に注目すると、多くの市民にとって“自治”はとっつきにくく、検討に積極参加しようとしにくいのが実情。しかし、本来重要なテーマであり、高校生を対象に行ったワークショップが予想外に盛り上がったように、各地でこうした啓発的な取り組みを広げることで、多くの市民が考える機会を増やすべき。
- ・今後の展開としては、自治の土壌をつくるための学習会を開くことなどが考えられるが、公民館活動が市民の自治意識を高めてきた歴史もあるため、公民館の役割と位置づけについても、これをきっかけに再評価し、見直す必要がある。

### 2.小諸市の“自治の担い手”について

- ・今回の整理では、市民、自治会（区）、NPO・ボランティア、議員（議会）、首長、行政となっているが、自治会（区）の周辺に「公民館活動」を追加するべき。自治会内の活動とするかどうかは今後検討。
- ・自治会（区）について条例などによる公的な位置づけがないことが度々話題に上っているが、区長は市から行政協力員として委嘱されている。区長の公的位置づけはあるが、区の位置づけがないという現状であり、その上でどうするかが今後の課題。
- ・今回の整理にある“NPO・ボランティア”という分類では、NPO法人を含むのかわかりづらい。ボランティアの受け入れ側と参加者の両方を含んでいるため、混乱を招く表現になっている。再度整理をお願いしたい。
- ・近年の指定管理者制度などを見ると、公共的なサービスの提供は今や行政やNPOに限定されるものではなく企業も参入している。自治の担い手を挙げるのであれば、公共をビジネスにする企業の存在を抜かしてはならないのではないか。
- ・首長については、強い権限を持っているだけに独裁的にならないように、対話を重視することを条例へ入れるべきではないか。

### 3.各主体の権利と責務（“参加”・“協働”の観点から）

権利と責務という表現について

- ・権利と責務という表現が日常的な表現ではないため、自分たちのルールとして掲げるとなると違和感がある。“責務”というと“義務”のように感じ、負担感・義務感があるため、良い表現とは思えない。
- ・“責務”を“任務”と言い換えてはどうか。
- ・条例を親しみやすいものとするのか、様々なルールの根本として堅い表現でもよし

とするかによって条例の表現方法を変える必要がある。

#### 市民-自治会における権利と責務

- ・自治会に入らない住民のことを許してはならないという意見も会議中に多く聞かれたが、実際に「市民は自治会で行う意思決定に参加する責務がある」などと条文になると考えると、そこまで言い切るのはいかがかという気持ちになる。
- ・自治会は、全戸加入が原則ならば、それゆえに自治会はその地域の正式な意思表示機関となりうるという論理はなりたつが、そこまで言い切るとよいか分からない。
- ・自治会は、行政に対して住民の意見を代表する権利ではなく、責任があると考え。その地域の事柄について意思表示をしなければならない役割が自治会にはある。

#### NPO・ボランティアにおける権利と責務

- ・「NPO・ボランティアには、情報を公開する責務がある」と書くと、ボランティアが活動回数や名前などの情報を公開しなければならないように感じ、活動意欲を減退させかねない。やはり、ボランティアの受け入れ側とボランティア自身とを区別する必要がある。

### 4.それ以外の意見について

#### 条例の定着、活用へ向けて

- ・表現を“です・ます”調にするなどしてやわらかくする工夫も必要ではないか。親しみやすさも必要。

#### 市民会議のあり方

- ・全体を通して、20 から 30 歳代の若者と女性の参加者が少なかった。簡単なテーマではないが、もっと工夫が必要であった。

#### 条例策定へ向けて（アドバイザーの助言）

- ・自治基本条例は自治体の憲法と言われるように、他の様々なルールの基本となるもの。ここで“権利”とするか“責務”とするかで、実際の生活場面では大きな違いが具体的に出てくる。そこまで想像しながらできるだけ具体的な問題解決につながるような検討を重ねていくことが必要。抽象的な議論に終始しては意味がない。
- ・基本的な条例のスタンスとして、行政には枠をはめて、市民には奨励するのが良い。
- ・自治基本条例に入れる内容としては、新しいルールをつくったほうがうまくいくもの、大切にしているが明文化されていないもの等が挙げられる。後者については、明文化するかどうかという議論も必要になる。

## 自治基本条例をつくる市民会議高校生編（小諸高校）のまとめ

日時：平成 20 年 12 月 12 日（金）16：00～17：15 場所：小諸高校 会議室

参加者：高校生 37 人 オブザーバー 5 人（市議会議員 4 人 一般 1 人）市職員 6 人

### < 1 班の WS のまとめ > 参加生徒 6 名

#### WS プレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

生徒みんなに理解してもらうこと。  
仕事の負担に偏りがあること。  
役員間のコミュニケーションを図ること。

#### WS プレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

各委員会からやりたいことが執行部に上がってきて、職員会を動かしていく。  
みんなが意見を出し合って、みんなで実行する。みんなで楽しく。  
委員会同士のコミュニケーション、つながりによりすばやく動ける。

#### WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

選挙（選挙）  
まちづくり（活動案・様々な問題についての会議・推進）  
情報の発信（インターネットなどでまちを紹介）  
情報の管理（個人情報・大切な書類・整理）  
環境（ゴミ問題）  
公共施設の管理（道路・施設の整備・管理）  
届出（婚姻届）  
住民相談（住民や地域の意見を聞く・相談窓口）  
交流（高校生との交流）

#### WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

活気（商店街が賑やか・利便性のある・若い人が来る観光地、店・施設が多い・商店街の曲がいい）  
安全（不審者が少ない・犯罪率が低い・街灯が多い）  
環境（きれい・ゴミのない・緑が多い・自然を大切にできる）  
財政（財政破綻しない）  
交通（交通が便利・新幹線が通る）  
明るい（あいさつができる・人々のつながりが充実・交流が多い・お年寄りにやさしい）  
まちづくり（住民の意見が取り入れられる）

## < 2班のWSのまとめ > 参加生徒 9名

### WSプレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

生徒会だよりを出してもゴミ箱に直行になっている。一生懸命作ったのに悲しい。  
文化祭等、生徒会事業にあまり協力してもらえない。  
好きだから役員をやっているように言われる。

### WSプレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

関心を持って積極的に参加してくれる。  
たくさんの意見が寄せられる。  
意見を言いやすい雰囲気づくりも大切では。

### WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

個人情報（個人情報の管理・地域の事の把握）  
施設（施設の管理・下水道の設置）  
イベント（イベントの計画・運営）  
リーダー的存在（様々な問題への対策・解決）  
犯罪防止（安全整備・不法投棄パトロール）  
選挙（選挙）  
配布（ナンバープレート）  
交通機関（バスの運転）  
音楽（12時と5時に音楽を流す）

### WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

安心・安全（街灯が多い・犯罪がない・約束される）  
環境（ゴミが落ちていない・自然が豊か・きれい）  
活気（観光客がたくさん来る・イベント活動・全員で行事に参加して楽しめる）  
明るい（住人がフレンドリー・笑顔が絶えない・あいさつが気軽にできる）  
生物（生き物を大切にする）

< 3班のWSのまとめ > 参加生徒 12名

WSプレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

役員に任せきり！  
集まることが多く、休み時間がなくなってしまう。

WSプレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

みんなが話しを聞いてくれる。  
みんなが手伝ってくれる。

WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

子ども（教育関係・学校）  
水（水道管理）  
場所（施設）  
市民（市民のための活動をする場所）  
お金（年金・税金関係のこと）  
個人情報（戸籍・個人情報・住民票・婚姻・離婚）  
ボランティア（町の清掃）  
選挙（選挙）  
市の整備（工事の依頼）  
掃除（除雪作業）  
苦情（クレーム処理）

WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

エコライフ（ごみがない・きれい・リサイクル・エコ）  
便利（設備・施設が充実している）  
人（仲良し・親切・あいさつ）  
良（治安の良い町・商業とか盛んな町）  
楽しい（にぎやか・遊ぶ所がたくさん）  
安全（安全）  
環境（緑が多い・自然が多い・空気がおいしい）  
明（夜も人も明るい・住みやすい・交通機関がいい）  
平和（無事故・犯罪なし・事故なし）  
好み（沖縄・大阪・軽井沢・京都・海・有名な場所）  
やす（物が安い）

## < 4班のWSのまとめ > 参加生徒 10名

### WSプレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

みんなに情報を伝えること。  
なかなかみんなに協力してもらえない。

### WSプレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

情報をきちんとみんなに伝えることができる（クラス委員などを通じて）、  
みんなが関心を持ち参加できる。

### WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

税金（税金の管理・使い道を考える）  
整備（道路・公共施設の整備）  
治安維持（街路灯）  
個人情報（戸籍・住民票の管理）  
イベント（市民まつり）  
動物（犬・猫の保護）  
学校（学校事務）  
嫌な仕事（ゴミ回収・動物の死骸の片付け）  
発行（ナンバープレート・保険証）

### WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

税金（お金を適切に使う）  
整備（広い道路・交通機関が整っている）  
繁栄（買物に便利・遊べる場所・たくさん人が行きかう・上田や長野の様な駅前）  
バランス（田舎すぎない田舎）  
環境（環境にやさしい・自然が多い・緑がある・きれい・清潔）  
安全（犯罪がない・安心できる・危険と隣り合わせでない）  
人（挨拶したら返ってくる・明るい・親切な人がたくさんいる・皆が仲よし・高齢者が住みやすい）

## 小諸市の自治基本条例をつくる市民会議高校生編（小諸商業高校）のまとめ

日時：平成 21 年 2 月 2 日（月）16：00～17：15 場所：小諸商業高校  
参加者：高校生 42 人 オブザーバー 2 人（市議会議員 2 人）市職員 6 人

### <A 班 チーム バチスタ WS のまとめ> 参加生徒 9 名

#### WS プレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

全校生徒の意見をまとめること。  
部活の時間が削られる。  
役員会が多く、時間が長い。  
仕事の量が多い。  
話しをするときに騒がしい。

#### WS プレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

たくさんの意見が出る生徒会。  
気軽に意見を言い合える、思ったことが言える生徒会。  
雰囲気がよく、テンションが高く、明るい生徒会。  
ノリがいい、楽しい生徒会。  
やるときはやる生徒会。

#### WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

お金（税金・年金）  
土地（土地の管理・市をきれいにする活動・駅に公園を造る・道の整備、工事）  
チャリティー（赤い羽募金・ボランティア・イベント）  
届出・発行（住民票・免許・収入印紙・戸籍・印鑑証明・結婚届・離婚届）  
ゴミ（分別表を配る）  
印象（大変な仕事）

#### WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

環境（きれい・ゴミが無い・道の整った・緑が多い）  
楽しい（遊ぶところが多い・カラオケがある・無料でうどんが食べられる）  
明るい（夜も明るい・寒くない・就職先がたくさんある・電車の本数が多い・賑やかなショッピングモールがある・買物に便利・コンビニがたくさんある・一人ひとりの仲が良い・老人と赤ちゃんを大切に作る・安全な）  
活気（人が集まる・子どもがたくさん・行事が多い）  
その他（世界遺産がある）

<B班 チームゆうま WS のまとめ> 参加生徒 10名

WS プレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

決めることがたくさんある。  
役員会が面倒くさい。不定期な役員会がある。役員会が多い。  
寒い放送室。ビデオ編集が面倒くさそう。  
非協力的な先生。

WS プレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

楽しい。盛り上げたい。  
役員会が1回で終わる。

WS 「市役所は何をしているの?」【全ての意見】

販売（収入印紙・はがき・切手）  
税金（税金を集める）  
個人情報（住民票の管理）  
窓口（市民相談）  
建設（施設の建設）  
健康（健康診断・子どもの健康診断）  
不明（分からない・知らない）

WS 「こんなまちに住みたい!」【全ての意見】

楽しい（お店、休憩所、公園、遊ぶ所がたくさんある・都会・他の地域の人がたくさん来なくなる・夢がいっぱい）  
環境（きれいな）  
あたたか（あたたかい人がたくさんいる・高齢者に優しく住みやすい）  
安全（坂のない・街灯がたくさん・安全な）

## <C班 TEAM 先輩・後輩 WS のまとめ> 参加生徒 6 名

### WS プレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

違う学年、離れているクラスの人とのコミュニケーション。  
全校生徒に協力してもらうこと。  
意見が出ない。まとまらない。  
短期間でたくさんを決める。  
先生たちに意見が通らない。  
文化祭の準備、買出し。予算が少ない。遅くまで残る。  
集まることが多く、休み時間がなくなってしまう。

### WS プレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

全員が参加できる。全校生徒の意見を取り入れられる。  
意見が飛び交う。  
やりたいことができる。行事が色々決められる。  
役員の意思をしっかりと表示！  
生徒と先生の壁がない。

### WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

町の活性化（町、駅前、懐古園の活性化・まちづくり）  
観光（イベントの企画・観光案内）  
自然環境（環境問題・清掃活動）  
町の問題（地域のことについて決める・姉妹都市との交流）  
交付（住民票）  
市長（スケジュール管理）

### WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

町の活性化（明るい・長寿・安全・賑やか・遊べる場所が多い・市民に優しい・人々がふれあえる・住民の意見が通る・猫がのどかに住める）  
観光（若者が企画立案・名所が多い・観光客が多く訪れる・PRが目立つ・水木一郎を中心にアニメのイベントが多い）  
自然環境（自然あふれる・ゴミが落ちていない・いつもきれい）  
町の問題（シャッター通りのない・賑やかな商店街・あいさつの飛び交う・行事が多い）  
名物・名産（名物がたくさん・人力車の積極的アピール・テレビや映画の撮影が来る・新名産物の考案・大手門公園の発展・藤村効果を高める）  
人・交流（Uターン、Iターンの多い・姉妹都市との交流、発展）  
情報公開（情報公開No1）

<D班 チーム登 WSのまとめ> 参加生徒8名

WSプレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

みんなをまとめること。  
集まることがたくさんあって面倒。  
仕事が多く、夜遅くまで残る。  
一年間しっかりとやっていけるか不安。  
活動予算が少ない。

WSプレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

全校生徒が参加できる。  
思ったことをはっきりと言合える。  
みんなで協力して目標を達成できる。助け合える。

WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

届出（住民票・結婚・離婚）  
職業（公務員・市民相談）  
市の管理（ゴミの分別・水道管理・道路整備、管理・何かつくっている）  
財政（市のお金の保管・税金）  
市民（市民の生活を考える・市民を守る・重要なことの取り扱い）  
選挙（選挙・市長）

WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

夢（遊ぶところがたくさんある・お店がいっぱい並ぶ・盛っている・芸能人がたくさん・お金を使わなくていい・水道からオレンジジュース・ディズニーランドがある・海がある）  
人にやさしい（たくさんの市民との交流・おじいちゃん、おばあちゃんに優しい・争いのない・安全な・坂のない・寒くない）  
自然（自然がたくさん・花がたくさん）  
きれい（ポイ捨てのない・きれいな）

<E班 ちーむ系 WSのまとめ> 参加生徒9名

WSプレップ 「生徒会活動で大変なこと」【サマリー（要約）】

みんなとのコミュニケーションがとりづらい。  
最終的には先生たちに決められる。  
みんなの前に立つこと。  
話し合いが多い。まとまらない。  
意見を出さなきゃいけない。  
サボる人。遅刻をしても気にしない人。

WSプレップ 「こんな生徒会だったらいいな」【サマリー（要約）】

委員が協力する。  
男女がもっと仲良くなる。

WS 「市役所は何をしているの？」【全ての意見】

聞く系（色々な相談を受ける・相談場所的な役割）  
考える系（費用の使い方・議会）  
守る系（森林を守る・街を守る・市長・公園の設置・パソコンを使っている）  
管理系（年間イベントの企画・公共物の管理・住民票・住宅・生活の補助・結婚・小諸市の計画・選挙の運営・行事やイベントの司会）  
その他系（学校をまとめる）

WS 「こんなまちに住みたい！」【全ての意見】

お願い系（明るい、楽しい、犯罪がない、平和な街・有名なものがある・都会化・皆仲良し・安心で賑やか・道路がきれい・歩道の確保・駅の近くに大きな店・市民大会・イベントが多い・電車がいっぱい通る・税金がない・高校生にも給料）  
理想系（懐古園を全国的に有名に・祭りが多い・イルミネーションがきれい）  
夢系（緑がいっぱい・桜がたくさん・ホテルがいっぱい・空気がきれい・猫や犬が多い・海が近い）

## 区に関する区長アンケート調査結果

### 回収状況

- 1.対象者 区長  
 2.依頼件数 68件  
 3.回収数 64件 (回収率 94.1%)

### アンケート結果

1. 区の運営上、特に課題だと思われるもの3つに を付けてください。

項目	回答数	%
1 未加入者が多い	18	10.9
2 役員のなり手が少ない	41	24.8
3 住民の関心がない	28	16.9
4 区域の人口が少ない	13	7.9
5 区域の人口が多い	3	1.8
6 予算が少ない	26	15.8
7 リーダーがいない	13	7.9
8 様々な活動に対するノウハウがない	10	6.1
9 その他	13	7.9

#### その他意見

- ・ 少子高齢化が進んでいる。
- ・ 役員まかせ、行事に参加しない。
- ・ アパート入居者がはっきりしないため、配布物、区費の徴収等が難しい。
- ・ 公民館の老朽化、手狭。
- ・ 小学校区が区内で3つに分かれ、活動しにくい。
- ・ 古くからの街部と公共住宅の融合が難しい。
- ・ 1人暮らしの高齢者への隣組長の順番。
- ・ 文書配布、集金など隣組長は大変。
- ・ 区の運営はそれなりにできている。
- ・ ごみ集積所への分別排出が悪い。

2 - 1 . 1の課題について、どのような取り組みをしていますか。

	項 目	回答数	%
1	していない。	9	17.6
2	取組みをしている（過去にしていた）。	26	51.0
3	対応策がない。	16	31.4

2 - 2 . 課題に対する具体的な取り組み事例があれば、記入してください  
区への未加入者に対するもの

【未加入全般】

- ・積極的に入区していただいている。
- ・普段あいさつすることを重点にしている。
- ・未加入者に対しても、少しでも気持ちが変わればと思い、区別せず個別配布物を届けている。しかし、隣組回覧は回せないため、重要な事項が徹底しない恐れがある。
- ・隣組や班で呼びかけ、難しいものは三役で話し合いに行く。加入してもらえない者は理事会で確認する。
- ・入区費（建設負担金等）を廃止。
- ・入区規約（基準）検討委員会を発足し検討している。
- ・区役員が区行政の説明をし、近所からも誘う。
- ・無理に加入を勧めても意味がないので静観している。

【アパート】

- ・20年度にアパート所有者、理事者を集めた打合せを実施。多少良好になったが、継続対策が必要。
- ・アパートのオーナー会議を開催している。
- ・オーナー、代議員を通じて、広報、回覧等を配布し、関心を持ってもらうようにしている。
- ・未加入は無い。アパートの出入の際には、隣組長を通してチェックしている。
- ・10年前までは、不動産業者に区費の徴収を依頼し良好であったが、現在は対応策が無い。
- ・各アパートの所有者（不動産屋）が分割で納入している。
- ・アパート所有者へ対応をお願いしているが、所有者が市外の場合は難しい。

【2世帯】

- ・区役員が面接を行い、区に入るよう依頼した。
- ・後継者が同一世帯の敷地内でも、別棟であり家の名義が後継者のものであれば2戸と捉え、親の年齢が77歳を超えた時点で1戸とする。
- ・世帯基準の研究員会（仮称）を立ち上げ、検討することとした。早めに委員会で検討していきたい。

区の役員のなり手に対するもの

- ・役員は年齢順に任命している。
- ・班長、組長は当番制。執行部は選考委員会により選出。

- ・区の役員、各種団体の選出には、区長の諮問委員をつくり、その中である程度進めている。
- ・役員会を多く開催し、情報交換を活発にして区民に関心を持ってもらい、役員のなり手を確保する。
- ・区長を含め、役員任期を延長。
- ・次の人がみつかるまで、任期を続けていくことになる。

#### 区の予算不足に対するもの

- ・2カ月に1度、資源回収を行い予算確保している。
- ・区役員は手当が無く、ボランティア。
- ・改善センターの改修など大きな事業の際には、予め積立等行なっている。
- ・区の単独事業において、自分たちでできることは自分たちで行なって支出を抑えている。
- ・補助制度の利用に努めているが、事業に限度がある。

#### 住民の無関心に対するもの

- ・区民だよりや放送などの情報提供により関心をもってもらう。役員が率先してPRしている。
- ・集会の場で連絡を行なっているが効果が薄い。
- ・一斉清掃など、住民意識向上のため、可能な限り触れ合いの場を増やしている。
- ・PTAを通じ、若者に行事参加を呼びかけている。
- ・全員参加を推進しているが？

#### 様々な活動に対するノウハウに対するもの

- ・伝統行事については、年配者の講師をお願いし、ノウハウの習得に努めている。

#### その他

- ・区を3班に分けし、様々な問題に対応を取るようにした。区全体で考えるよりも、事が運びやすくなった。
- ・後継者が同居していない80歳以上の高齢者世帯へは、会合への出席、道、河川清掃を免除とした。
- ・少子高齢化は対応策が無いが、年中行事の全区民参加につき、PTA、老人会の協力を得て努力している。
- ・時間をかけて少しずつクリアしていく。
- ・小学校区が3つある問題については、育成会でカバーしているが十分ではない。

3. 課題解決・運営改善に必要なだと思うもの3つに をつけてください。

	項目	回答数	%
1	行事の実施や参加の働きかけ	32	18.0
2	役員・地域住民が関心を持つ	31	17.4
3	区の情報の提供・共有	21	11.8
4	役員任せにしない	27	15.2
5	リーダーの育成	12	6.7
6	日ごろからの近所付き合い	21	11.8
7	区的意思決定方法など組織の工夫	6	3.4
8	若い世代の参加	25	14.0
9	その他	3	1.7

**その他意見**

- ・区に関わりたくないと思う若者が多いため、行政から何らかの働きかけが必要。
- ・市からの支援。
- ・住宅地の誘致。

4. 区が通常担っている業務の中で、区で解決や処理が困難だと思うものを記入してください。

**区への加入等について**

- ・アパート入居の届出があった時点で区費の納入とゴミ当番指導。
- ・未加入者への配布物。
- ・アパートへの集金作業。

**市から区への委託事務について**

- ・募金等の依頼文書について、未加入者の分は市へ戻すとしているが、区へ住民登録表を届け、区で未加入者リストを作成し、これに基づき未加入者分は市から直接本人に郵送してほしい。
- ・何故に区長が集金して担当者に持っていかなければならないのか。
- ・市役所への書類提出。
- ・区の業務に打ち込みたいので、委託事務等をできるだけ精選する。
- ・募金に応じない人も居て苦慮している。良い方法を考えてほしい。

**市役所について**

- ・月に1回日曜日に市役所を開けてほしい。

### 予算等について

- ・地域に予算を回してほしい。税金は平等に使うべき。
- ・区の財政不足、予算確保。
- ・区費の減少により、今後ますます運営が困難になるため、区長手当ての 1/2 を区会計へ入れてほしい。区長はボランティアでもいい。

### 人材等について

- ・市関係やその他の団体、委員等への委嘱依頼が区として大変。
- ・勤め人が多いため、三役を決めるのが困難。
- ・少子高齢化。

### 道路・水路等について

- ・農林事業は、区の負担があり、2月の申請では区民からの要望があっても申請が難しい。
- ・農林課や建設課との区長立会い。
- ・区負担による工事が予算不足のため実行できない。
- ・飼場地区までの除雪作業。
- ・土木等の事業の早期対応。
- ・道路の補修整備。
- ・大規模宅地、畑における雨水放流策の確保。
- ・小中学生の通学時の安全確保のための歩道設置。
- ・道路側溝の水の掛口が大雨の度に破壊されるため、区民だけでは復旧が困難である。
- ・通学路整備。
- ・大雨が降れば用水が氾濫するため、現場を見て水路バイパス等を検討してほしい。
- ・3箇所申請している市道の舗装。
- ・山間部から道路改良整備が進められているため、下部の狭いU字溝のお悪水対策の遅れが目立つ。

### 合併浄化槽について

- ・合併浄化槽の設置を推進しているが、排水ができない。
- ・合併浄化槽の推進は、戸別に多額の費用を必要とするため、区役員と推進委員の活動には限界がある。
- ・排水先である側溝、排水路の改修を要望してもなかなか実現しない。合併処理浄化槽の設置を推進するなら役所内各部署での連携が必要。

### 消防施設整備について

- ・消火栓の整備は、一定の密度となるまでは、市の全額負担でお願いしたい。事業完了の翌年でなければ補助金が支給されず、区の負担が大きく財源の乏しい区は事業化が不可能。

### ごみについて

- ・ごみの不法投棄。
- ・ごみの分別、記名等の徹底。
- ・御影には市の最終処分場があり、市は延命要望に苦慮している。
- ・森山用水の上流からのゴミの流入。上流各地域との話し合いが必要。

- ・区未加入者のアパート等のゴミ処理については、ルールを守らない等の問題が多いため、アパート独自のゴミ集積所を設けるよう市へ要望しているが実現しない。衛生委員等だけで整理させようとしても困難である。

#### その他

- ・長期の事業は、区長の任期の関係で中断されてしまう。
- ・高齢化のため、防犯灯や街路灯の管理が大変。
- ・公民館の老朽化、狭い。
- ・土地の境界争い。
- ・区管理の立木の伐採、松くい虫の処理。
- ・同和教育等について、文化センターでの勉強会ではなく、学校において「道徳」としてしっかり教える。
- ・政教分離に伴う、伝統文化事業。
- ・平日の会議。
- ・高齢者の運動場（マレットゴルフ場）等整備。
- ・区の人材不足。
- ・小学校区変更の早急な検討。
- ・区政と市政は異なるため、区の仕事在市で行なうのは難しい。
- ・市、県、国と上部で解決できない問題が一番問題。
- ・区で解決するよう努力している。
- ・困難なことは、市へ相談に行き解決している。

5. 区が通常担っている業務の中で、市から支援があった方が良いものを記入してください。

#### 区への加入等について

- ・未加入、新規転入世帯に区へ加入するよう市の方から積極的に働きかけるような施策を講じてほしい。
- ・1戸建の家には、入区するように市の条例で義務付けてほしい。
- ・区費を払わないアパート住民（新住民）への対応。

#### 市から区への委託事務について

- ・配布物のうち、城下地区については直接町内会長等第二次配布担当におろしてほしい。
- ・衛生委員、文書配布員の手当が多くほしい。
- ・副区長や会計係は大変であるため、副区長、会計係にも手当（年間2～3万円）を支給してほしい。
- ・区長手当ての増額（区内の申請と立会業務が非常に多い）
- ・年々増える配布物や募金の取り扱いについて、各区にいらっしゃると思われる市の職員にも手伝ってもらったらどうか。

## 予算等について

- ・地域住民と行政が協働するまちづくりのために、予算面でも協働に相応しい市からの委託費や補助金の増額が望まれる（区民の負担する区費と同額程度の金額を望む）。
- ・指定管理者制度と公園管理植栽には財政的裏づけを。
- ・子どもの健全育成のために区で実行している諸行事への積極的な財政支援。

## 道路・水路等について

- ・農林課や建設課との立会いを区長に合わせてほしい。
- ・農道や水路等の工事を全額市負担でやって頂けるよう検討してほしい。
- ・農道、水路脇の草刈等を市で定期的に行なってほしい。環境も良くなり、見栄えからその後は道路に隣接する耕作者自ら除草作業を行なうものと思われる。
- ・塩カルの配布は要請のあった時点で区長宅まで宅配できないか。
- ・建設、農林事業申請で永年継続申請しているものの改善。
- ・農道の補修、整備。
- ・歩道設置など一年以上かかる課題事項については、市や県がもっと積極的に関わって進めてもらった方がよい。地区だけの問題でなく、市や県にも責任がある。

## 景観について

- ・景観の良い自然的条件を活かす取り組み枠を広げる（ミニ公園、千曲川沿いの親水公園、マレット場、ウォーキング道路、高峰付近の遊歩道の整備など余り金のかからないことで事業の展開ができる）。

## 行事等について

- ・花いっぱい運動への苗の支給はあるが良い花畑にするには金がかかる。
- ・敬老会に金がかかる。
- ・区主催のマレットゴルフ大会への補助。
- ・高齢者の食事会、イベント等支援。

## 区の設備について

- ・公民館の外灯を蛍光灯タイプにしてほしい。
- ・防犯灯新設については、申請制度があるが、既存の鉄パイプが錆びたり、木材支柱が倒れかけているものにつき、取替費用の補助をしていただきたい。
- ・区の事業として、防犯灯、街路灯の改良を実行しています。ハダカ電球をナトリウム灯に工事すると何年も長持ちすると共に、道路の照明範囲が広くなり、防犯上区民の安全強化で安心なまちづくりをしています。区の面積が広く 100 灯以上あり、1 箇所 3 万円以上の経費がかかるため、市の補助金をお願いしたい。
- ・公民館への浄化槽設置。

## ごみについて

- ・高齢者に対してのゴミ処理（特に粗大ゴミ）の処分。
- ・ゴミ問題（苦情）に対する指導。
- ・集積置場生ゴミ用ボックス（カラス対策）。

## その他

- ・区が企画立案する会議に地区担当職員が出席し、行政情報の提供をしてほしい。
- ・福祉関係の支援。
- ・会議の開催日時等の検討。

- ・区管理の立木の伐採。
- ・松くい虫の木の間伐の支援。
- ・市への提出物、連絡等（区出身者）の支援があり、大変助かっている。

6. 区が解決や処理をしない方が良いと思われる業務・課題を記入してください。

#### 区と行政の明確化について

- ・市は「区とはその地域で生活する人たちが、自主的にルールを作って生活している自治組織」との位置づけをして、区の自主性を尊重してほしい。ところが、ややもするとこの組織はその大部分が行政の伝達、連絡等に使われ、行政の一機能と化している感がある。この点、行政との守備範囲は常に明確にして運営にあたってほしい。

#### 区への加入等について

- ・未加入世帯に、区の方から無理に加入を勧めることは、なるべくしない方がよい。

#### 市から区への委託事務について

- ・寄付金等の徴収事務。
- ・交通災害共済について、80歳の組長さんも居るため、処理方法を理解し、集金業務を完結させることは無理だと思う。次年度も同じ方法で実施するのであれば、区長または担当者には事前に説明会を開催し、全てを把握させた上で対応するようにしてほしい。
- ・文書配布。
- ・市からの配布物を少なくしてほしい。広報こもろに載せてください。1枚1枚に目を通さず、空回覧になっている。
- ・苦情処理は区長が集約せずに関係部署で行なってほしい。

#### 道路・水路等について

- ・既存水路の破損補修と雨水排水処理について、区長では農道関係者と小諸市役所関係者との話しを進めているが大変。
- ・市で実施した農道工事に合わせての用水路工事について、沿道の区民から工事が終了した後処理がされていないため困るとの苦情。
- ・春、秋の区内清掃は、希望日が重なる様であるため、市が区に対して清掃日を決めてしまったらどうか。

#### その他

- ・農業委員会関係業務。
- ・土地の境界、山の木など個人の財産に関わる問題。
- ・個人に関わる情報の取り扱い（マップづくり、詐欺や悪徳商法のターゲットになりやすい）。
- ・市役所への書類などの提出。月に1回日曜日に市役所を開けてもらいたい。
- ・人権問題。
- ・区内の隣組の統合問題。
- ・サンライン沿いに設置されているビデオ販売の中止運動等。
- ・河川、用水による大水、洪水により、水田畑が崩壊した場合の個人負担。

- ・市議を始め、市の関係機関の人が酒飲み運転で罰金刑を受けた場合、直ちに解職できる制度をつくってください。
- ・市議の不正時により辞職勧告は、市民署名運動でなくても解職させられる制度は考えられないか（市民に迷惑と手数をかける。選挙資金のムダです）。
- ・区役員又区民に関心を持ってもらうため、現行で問題ない。

7. 区の規模・運営方法で改善・工夫の余地があると思われるものを記入してください。

#### 区の運営について

- ・区の行事やその運営方法に関して、区として保守的なところがあり、昔ながらの行事や方法を踏襲している部分が多く、なかなか改善が進みにくい状況にある。踏襲して未来へ引き継いでいくもと簡素化するものを明確にし、将来に向け徐々に改善を進める必要があるように思われる。

#### 区等の再編について

- ・城下地区を分区して自治を発展させるほうがいい。
- ・区の規模は縮小傾向にある。将来的には他区との統合などが思考される。
- ・行政の区分けと学校の区分けが一致していないため、不便を感じることもある。
- ・常会が不公平のため、昨年より今年にかけて常会の編成を実施。今年の総代会で承認された。
- ・選挙投票場所数の問題で、市内の人口密集地は、他の会場と一緒にできる場所があるのではないか。
- ・戸数の減少に伴い、班の再編による改善が必要となっている。

#### 区役員について

- ・役員の選出方法。
- ・区長が決まらないことが多い。
- ・区長をほとんど1年交代で次に回してしまう。
- ・区長任期が1年では職務を果たせないことが多いと思われる。区長に現在のような重責を負わせるならば、それなりの待遇を考えないと区の協力は得られないと思う。
- ・区長の責任が重く、仕事量も多いため、勤め人や若い人には受けてもらえない。災害があつたり、特別の議案があれば大変なことになる。副区長制で区長の役を分割して、他にやってくれる人をつくるよう市で指導したらどうか。
- ・婦人会組織の中で、若い世代がいなくなり、4常会各々からの役員選出が困難な状況となっており、区単位あるいは2ブロックに集約等検討が必要になってきている。
- ・小諸市衛生委員会は、両神区位の戸数であれば、2名以内くらいで良いのではないかと。
- ・隣組長を決めるのに、慣例で家の順番にしているが、高齢者に押し付ける方法は無理である。話し合いで変更する。
- ・区の役員選出についても、役員数を減らして隣組の戸数と高齢者の多い所と若い人が多い地域に合う規模で役員数を決定する。
- ・1年以上かかる課題事項については、プロジェクトチームを設置し、リーダーを決めて進めるような工夫も必要。

### 職員について

- ・市の職員にも、自分の区の役員等に関わってもらえれば有り難い。

### 市から区への委託事務について

- ・各事業の通達方法。
- ・市からの文書は分かりにくい。分かりやすく簡潔にお願いしたい。
- ・各種募金（特に社協に関わるもの）の取り扱い回数が多いので、統合するなどして回数を減らしてほしい。

### 市の事業について

- ・区の範囲が広いため、四ツ谷区住宅地図作成について、住民支えあいマップを作成して運営方法を改善していきたい。
- ・防災無線をできる限り聞き取れるようにしてほしい。
- ・上ノ平、西浦、久保区の水洗化事業は一貫性を欠いていた。当初は集排、次は公共下水道、最後は合併浄化槽と二転三転しましたが、今後は繰り返さないように。

### その他

- ・国、地方公共団体の縦割り行政が区の業務を複雑化（諸報告、調査、統計、選挙、防災、福祉、人事など）している。区長が全てを背負い込む傾向にある。したがって、業務内容を整理（時代のニーズに合わない業務と新しいニーズの業務）し、スリム化し、行政カレンダー（年度初めに見通しを立てられると組織的に対応できる）を作成したらどうか。
- ・水道、電気料金の補助金を考えてもらいたい。
- ・スライド式の大型スクリーンを設置しているため、これらの機材を利用し、PTA関係者を始め、育成会、交通安全委員等が、それぞれの分野で勉強会を開き、活用する余地がある。これらの実施にあたり、補助金は支給されないものか。
- ・アパート住人の区民としてのあり方、市民としての心構え。
- ・昔から六供に住んでいる世帯と最近世帯を持った人たちとの調和を図っている（市と区の情報を提供して共有してもらう）。

8. 地域住民と行政が協働するまちづくりを推進するために各区に配置しています「地区担当職員制度」についてお聞きします。

8-1 地区担当職員制度は必要であると思いますか。一つに をつけてください。

.	項 目	回答数	%
1	必要	36	56.2
2	どちらかといえば必要	20	31.2
3	どちらかといえば必要ない	1	1.6
4	必要ない	3	4.7
5	その他	4	6.3

#### その他意見

- ・多忙そうでお願いしづらい面もある。
- ・地元選出の市議会議員がいれば、議員でもよい。
- ・少数職員で大変であり必要ないと思う。
- ・積極的に関与してくれるならば必要と言える。

8-2 地区担当職員にどのような職務を求めますか。 をつけてください。(複数可)

,	項 目	回答数	%
1	区長宛文書の配布	11	8.9
2	行政情報の提供	30	24.2
3	区の活動への積極的支援	26	21.0
4	市担当課との連絡調整	36	29.0
5	市への文書送付代行	18	14.5
6	その他	3	2.4

#### その他意見

- ・相談ごとは、市担当者と直接話した方が解決が早い。
- ・地区担当の方にとっても良くしていただいている。
- ・利益誘導化をさける。

8-3 地区担当職員にどのような人選が有効ですか。 をつけてください。(複数可)

	項 目	回答数	%
1	区内に居住する職員	39	48.7
2	ある程度経験のある職員	34	42.5
3	区外に居住する職員	1	1.3
4	その他	6	7.5

**その他意見**

- ・ 地元選出の市議会議員がいれば、議員でもよい。
- ・ 区の行事に関連がある市の専門担当者の派遣をお願いしたい。
- ・ 一緒に仕事をしてくれる職員。
- ・ 現在の人選で良い。
- ・ 当区に該当する職員がいないのでやむを得ない。
- ・ 人間性。
- ・ 区政を良く知ってもらいたい。